

令和3年度
業務実績報告書

令和4年6月24日



独立行政法人
自動車事故対策機構

はじめに

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「NASVA（ナスバ）」という。）は、令和3年度の事業年度が終了したことに伴い、独立行政法人自動車事故対策機構中期計画等の策定及び評価に関する規程（平成27年4月1日機構規程（企画）第5号）第4条第4項に基づき、NASVAに係る令和3年度の業務実績報告書を以下のとおり作成した。

目 次

・業務運営評価に関する事項

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 安全指導業務等	
1) 指導講習、適性診断の充実・改善	1
2) 民間参入の促進	9
3) 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着	12
4) 国の安全対策への貢献	18
(2) 被害者援護業務	
1) 治療・看護の充実	20
2) 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援	27
3) 介護料の支給等	30
4) 貸付・精神的な支援の実施	39
5) 債権管理・回収の強化	43
6) 自動車事故被害者等への相談対応・広報活動	45
(3) 自動車アセスメント業務	
1) 効率的・効果的な試験・評価の実施	48
2) わかりやすい情報提供	52
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等	56
(2) 一般管理費・業務経費の削減、調達等の合理化の取組の促進	57
(3) 外部評価の実施、公表	60
(4) 業務の電子化及びシステムの最適化	65
3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	
(1) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	67
(2) 財務運営の適正化	75
(3) 自己収入等の拡大	77
(4) 保有資産の見直し	79
4. 短期借入金の限度額	80
5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	81
6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	82

7. 剰余金の使途	83
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策	84
(2) 施設及び設備に関する計画	92
(3) 人事に関する計画	94
(4) 人材の活用	95
(5) 自動車事故対策に関する広報活動	99
(6) 積立金の使途	104

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 安全指導業務等

1) 指導講習、適性診断の充実・改善

中期目標

- ① 安全指導業務が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、全国に存在する自動車運送事業者に対し、指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する（ユニバーサルサービスの確保）。

あわせて、IT の活用等により業務運営の効率化を図るとともに、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により安全指導業務の一層の充実を図る。

【指標】

- ・指導講習受講者数

（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均受講者数 135,495 人）

- ・適性診断受診者数

（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均受診者数 459,399 人）

中期計画

民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協働して、全国の自動車運送事業者に対して質の高い安全指導業務等を以下のとおり実施します。

- ① 全国に存在する自動車運送事業者に対して指導講習及び適性診断を実施します（ユニバーサルサービスの確保）。

また、これまで蓄積した知見等を活用して、国が行う高齢運転者の事故防止対策等に応じた新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により内容の一層の充実・改善を図ります。

あわせて、IT を活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の各年度において、指導講習 80%以上、適性診断 70%以上とするほか、契約事業者等（注 1）による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の各年度において 50%以上とします。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。

（注 1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

年度計画

民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協働して、全国の自動車運送事業者に対して質の高い安全指導業務等を以下のとおり実施します。

- ① 全国に存在する自動車運送事業者に対して指導講習及び適性診断を実施します（ユニバーサルサービスの確保）。また、これまで蓄積した知見等を活用し、国が行う高齢運転者の事故防止対策等に応じた新たな安全対策への貢献として、令和 2 年度から開始した加齢変化に係る機能を測定する新たな適性診断テストの研究開発を着実に進めるとともに、時代に即した運転環境に対応する現行適性診断の刷新に向けた検証研究に着手します。さらに、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改定を行う等により内容の一層の充実・改善を図ります。

あわせて、安全指導業務の実施にあたっては、デジタル技術の活用を推進するとともに、指

導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を指導講習80%以上、適性診断70%以上とするほか、契約事業者等（注1）による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を50%以上とします。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。

（注1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

評価の視点

- 1) 指導講習教材の改訂が適切になされているか。
- 2) 国が行う高齢者事故防止対策等に応じた安全指導業務が行われているか。
- 3) インターネット予約による受講者・受診者の割合が指導講習80%以上、適性診断70%以上確保されているか。
- 4) インターネット適性診断システムによる支所以外の一般診断受診者の割合が50%以上確保されているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 安全指導業務実績

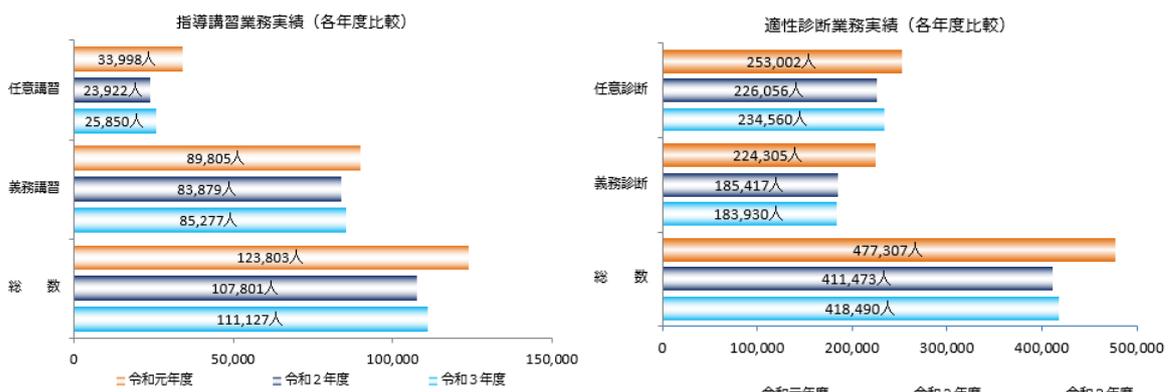
安全指導業務における指導講習受講者数及び適性診断受診者数の実績は、以下のとおり、指導講習受講者数の総数は、111,127人（前年度107,801人）、適性診断受診者数の総数は、418,490人（前年度411,473人）となった。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、地域によって自動車運送事業者の輸送の安全確保に空白が生じることのないよう、全国の支所において、「※新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に基づき感染防止対策を最優先としながら、安全・安心な受講等機会を提供した。なお、指導講習においては、感染防止対策を目的として令和2年11月から開始した「動画視聴方式」を令和3年度は全国に拡大し、小規模・多頻度で開催することにより、受講機会を拡大させる等の利便性向上を図った。

以上により、困難な情勢下においても指導講習の受講及び適性診断の受診機会を提供し、ユニバーサルサービスを確保する必要があるため、全国50支所において、指導講習開催回数2,861回（前年度1,887回）開催し、適性診断受診端末4,452台を配置し、適性診断を実施した。

※新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

政府機関等が発出している指針に基づく他、公衆衛生の専門家の監修の下に策定。



2) 国が行う安全対策への貢献

- ① 国が行う高齢者事故防止対策等に応じて、高齢化する運転者への取組として、指導講習テキストに「健康管理の必要性」、「健康診断の重要性」を掲載し、「健康管理の指導のポイント」、「生活習慣病のポイント」などについて、当機構が行う指導講習において周知・啓発を行った。
また、関係法令の改正に応じて、最新の法令を指導講習テキストに掲載した。
- ② 65才以上の事業用自動車の運転者等に対して行う適齢診断を70,851人（前年度67,626人）に実施し、加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のために身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言・指導を行った。
- ③ 高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たなテストについて、高齢運転者の事故防止の観点から必要な研究開発を着実に進め、時代に即した運転環境に対応する現行適性診断の刷新に向けた検証研究を実施した。

3) デジタル技術の活用の推進

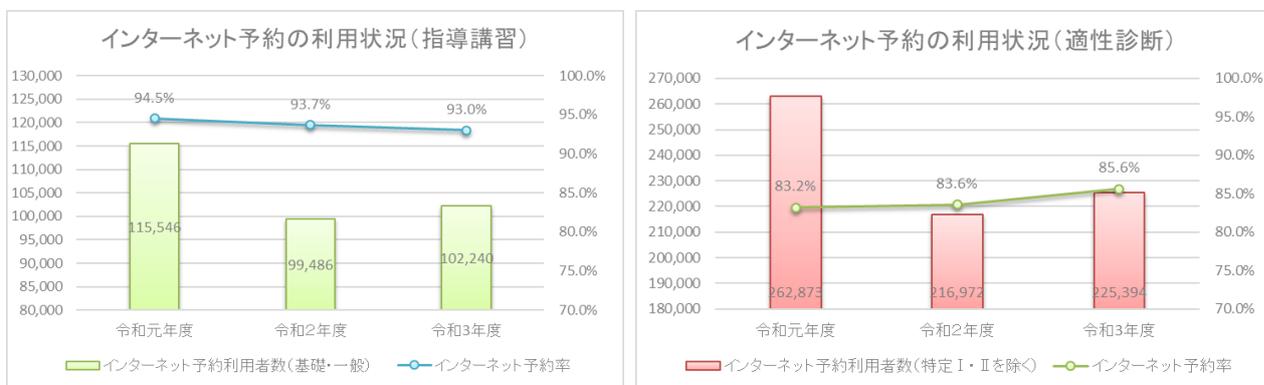
- ① 「動画視聴方式」による指導講習会の開催を拡大
コロナ禍における受講機会の確保を目的とするほか、デジタル技術の活用の推進として、受講方式の選択肢を増加することで、利用者利便の向上に寄与するため、令和2年度より開始している「動画視聴方式」による指導講習会を全国において、より積極的に開催した。
また、支所内の適性診断ブースを活用して実施する等、効率的な受講機会の提供に努めたことにより、1,426回（基礎講習：73回、一般講習1,353回）実施し、20,442人（基礎講習：1,903人、一般講習：18,539人）が受講した。
- ② 遠隔カウンセリングの導入に向けた取組
令和4年2月、国土交通省において、適性診断受診者の利便性向上を図ることを目的として、適性診断テストを受診後の「指導及び助言（カウンセリング）」に関し、受診者・カウンセラー間において情報通信機器を通して実施する「遠隔カウンセリング」の実施を規定した告示改正がなされ、併せて、実施に関する留意事項等を定めた取扱い通達が発出された。
これを受け、同年3月に遠隔カウンセリングの実施のために規程等を整備し、国土交通省へ提出し、受理された。令和4年度には試行運用を実施し、本格運用を開始できるように準備を進めており、段階的にサービス提供範囲の拡大を図っていく。

4) インターネット予約の促進

指導講習の開催時や、適性診断受診者等にインターネット予約の広報を行い、予約方法や利便性について説明を行った。説明において、利便性については「インターネット予約利用者は、電話予約の利用者等と比較し、予約の受付開始を1ヶ月以上早くできる。」など、インセンティブがある点を強調した。

なお、電話により、指導講習・適性診断の予約を受けた際には、インターネット予約の利便性について説明を行い、実際の操作を交えた予約方法の説明を行うとともに、適性診断を利用される事業者には、インターネット予約に必要なID及びパスワードをお知らせするなどの対応を行った。

以上の取組により、インターネット予約率は、指導講習93.0%（前年度93.7%）、適性診断85.6%（前年度83.6%）となった。



指導講習	R1	R2	R3	適性診断	R1	R2	R3
受講者数(基礎・一般)	122,213	106,227	109,952	支所内受診者数(特定I・II除く)	316,020	259,567	263,312
インターネット予約利用者数(基礎・一般)	115,546	99,486	102,240	インターネット予約利用者数(特定I・II除く)	262,873	216,972	225,394
インターネット予約率	94.5%	93.7%	93.0%	インターネット予約率	83.2%	83.6%	85.6%

5) 支所以外での一般診断の受診促進

① 契約事業者等への利用促進

契約事業者等に対する一般診断の利用促進を図った。

契約事業者に対しては、ナスバネット（NASVAのインターネットを活用した適性診断システム）の利用によるメリット等の情報提供を行った。

◎ 自社において24時間いつでも適性診断ができること。

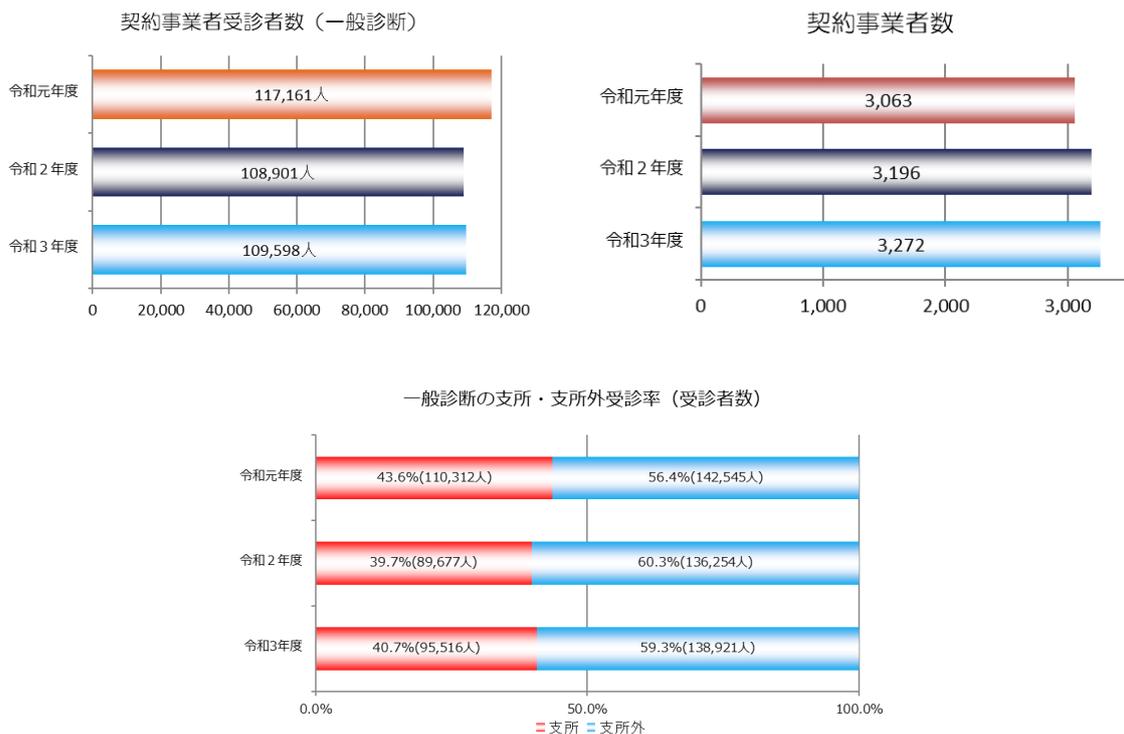
◎ 過去の適性診断の受診状況について情報を提供し、繰り返し受診が事故防止に対して、より一層効果的であること。

これらの情報提供により、契約事業者のナスバネットの利用促進が図られた。

② ナスバネットの利用環境の整備

ナスバネットの利用を希望する事業者が、調達費用を抑え、ナスバネットを導入しやすくなるよう周辺機器（ステアリングコントローラー）の汎用性を持たせるために、ナスバネットのアプリケーションソフトウェアを改良し、平成27年度より継続実施している改良と相まって、新たな契約事業者を獲得した（前年度比76者増）。

この結果、支所以外での一般診断の受診者の割合は、59.3%となった



6) 参考：安全対策への支援効果に関する評価度

講習受講者・診断受診者・事業者に対し、アンケート調査を実施し、それぞれ以下のとおり評価を得た。

【調査概要】

- ・調査期間：令和3年12月から令和4年3月

受講者・受診者・事業者に対する調査の回収率等

項目	基礎講習	一般講習	特別講習	適性診断	事業者
アンケート配布件数	894	984	122	4,046	500
回収件数	894	984	122	4,046	268
回収率	100%	100%	100%	100%	53.6%

○指導講習受講者の評価度

指導講習において、4.54の評価を得た。

総合評価度	基礎講習	一般講習	特別講習
4.54	4.55	4.58	4.49

基礎講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.55	4.31	4.56	3.88	4.48	4.46	4.77	4.65	4.61	4.74

一般講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	事故事例研究の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.58	4.40	4.63	4.18	4.47	4.50	4.55	4.75	4.57	4.60	4.69

特別講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	事故事例研究の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.49	4.41	4.57	4.13	4.40	4.37	4.45	4.68	4.35	4.50	4.64

○適性診断受診者の評価度

適性診断において、4.44評価を得た。

総合評価度	ネットの分かりやすさ	適性診断の的確度	診断票記載内容の分かりやすさ	事故防止への有用度	診断結果の活用度(意向)	アドバイザーの分かりやすさ	職員の対応	
全体	4.44	4.01	4.42	4.33	4.53	4.61	4.35	4.66
一般診断	4.39	4.08	4.34	4.26	-	4.55	-	4.62
C付診断	4.61	4.08	4.58	4.51	4.72	4.78	4.59	4.75

初任診断	4.50	4.00	4.45	4.43	4.59	4.66	4.46	4.69
適齢診断	4.48	3.75	4.54	4.35	4.58	4.67	4.46	4.69
特定診断	4.66	4.28	4.63	4.45	4.77	4.78	4.71	4.79

※C付診断・・・「カネリッパ付き定期診断」をいう。

○事業者の評価

事業者において、4.40の評価を得た。

総合評価度	バス	ハイタク	トラック
4.40	4.38	4.41	4.40

自己評価とその根拠

- 1) 新型コロナウイルス感染防止対策を最優先としながら、ユニバーサルサービスを確保するため、全国50支所で指導講習及び適性診断を実施した。
- 2) 関係法令の改正に応じた最新情報を指導講習教材に掲載するとともに、高齢者事故防止対策等に応じた指導講習テキストを製作し、指導講習において周知・啓発を行った。
- 3) 高齢運転者に対する適齢診断において身体機能の変化に応じた運転に関する留意事項を助言指導し、事故防止対策を講じた。
- 4) 高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たなテストについて研究開発を着実に進めるとともに、時代に即した運転環境に対応する現行適性診断の刷新に向けた検証研究を実施した。
- 5) デジタル技術の活用の推進として、「動画視聴方式」による指導講習会の開催を拡大し、遠隔カウンセリングの導入に向けた取組を進める等、利用者利便の向上に寄与した。
- 6) 指導講習及び適性診断インターネット予約システムを適切に管理し、24時間365日予約できる環境を維持するとともに、その利便性を周知し、利用促進を図ることにより、指導講習は目標値80%以上、適性診断は目標値70%以上の予約率を達成した。
- 7) ナ斯巴ネットを適切に管理し、契約事業者において24時間365日受診できる環境を維持、また、ソフトウェアの改良によりナスバネットの設置費用を抑えるとともに、その利便性を周知し、利用促進を図ることにより、目標値50%以上の支所外受診率を達成した。

以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

- 引き続き、全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供していく必要がある。あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図る必要がある。
- これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により、安全指導業務の一層の充実を図る必要がある。
- インターネット予約システム利用者及びナスバネット利用者の増加に伴い、システムに対応できる職員を育成・拡充する必要がある。
- 引き続き、高齢運転者の事故防止対策として、令和3年度までの研究開発の結果を踏まえ、加齢

変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるとともに、現行適性診断の刷新に向けた取組を継続する必要がある。

- 引き続き、コロナ禍での感染防止対策として、より有用なサービス提供を検討していく必要がある。

(1) 安全指導業務等

2) 民間参入の促進

中期目標

② 民間参入の一層の促進を図るため、自動車運送事業の事業者団体等に対し、安全指導業務の実施機関の認定取得に向けた支援を行う。

また、参入希望者に対して、これまで蓄積した知見等を活用した支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数 135,000 冊以上、ナスバネット（適性診断システム）提供数 160,000 件以上とする。

【指標】

- ・民間参入促進を目的とした講師資格要件研修参加者数（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均参加者数 56 者（94 人））
- ・民間参入促進を目的としたカウンセラー要件研修参加者数（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均参加者数 26 者（42 人））
- ・指導講習参入事業者数（平成 27 年度末時点：60 者）、適性診断参入事業者数（平成 27 年度末時点：55 者）

【重要度：高】

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取組であるため。

【難易度：高】

民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

中期計画

② 引き続き、国と連携し、安全指導業務を担う民間団体等のニーズに応じ、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習用テキストの頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。

また、これまで蓄積した知見等を活かした支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数 135,000 冊以上、ナスバネット提供数 160,000 件以上とします。

年度計画

② 引き続き、安全指導業務を担う民間団体等のニーズに応じ、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習用テキストの頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。

また、参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、参入事業者に対して指導講習教材頒布数 27,000 冊以上、ナスバネット提供数 32,000 件以上とします。

評価の視点

- 1) 民間参入の促進に向けた支援が確実に行われているか。
- 2) 他の認定機関による安全指導の質を維持するための取組がなされているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 民間参入希望団体等のニーズに応じた認定取得支援
認定取得に必要な要件研修を実施時に、国土交通大臣に対する認定申請等に関する照会を多数受けたことから、平成28年度より要件研修終了後、希望者を募って認定取得に関する相談を受けるなど民間参入希望団体等に対する認定取得のための支援を行った（参加者16名、16名）。



【認定取得に関する相談の様子】

- 2) 認定取得に必要な要件研修の実施等
 - ① 認定取得に必要な要件研修の実施
民間参入希望団体等に対して、要件研修を以下のとおり行った。

【指導講習】

- 第一種講師要件研修：6回開催し、
延べ65者83名が参加。
- 第二種講師要件研修：開催なし



【第一種講師資格要件研修風景】

【適性診断】

- 第一種カウンセラー要件研修：3回開催し、延べ33者40名が参加。

- ② 教育訓練の実施
他の認定機関に対する研修を以下のとおり行った。

【指導講習】

- 第一種講師研修：1回開催し、延べ6者12名が参加。

【適性診断】

- カウンセラー教育・訓練：11回開催し、延べ24者51名が参加。

【参考：カウンセラー教育・訓練実施箇所】

仙台主管支所：	7事業者	12名
新潟主管支所：	1事業者	1名
東京主管支所：	9事業者	22名
高松主管支所：	1事業者	3名
福岡主管支所：	6事業者	13名
主管支所：	24事業者	51名

- ③ 指導講習テキスト・ナスバネットアプリケーションソフトウェアの提供

指導講習の他の認定機関に対し、指導講習テキストを130者に65,774冊頒布（基礎講習用テキスト25,605冊、一般講習用テキスト40,124冊、特別講習用テキスト45冊）し、適性診断の他の認定機関に対しては、106者に対し、ナスバネット504台分のアプリケーションを

提供するとともに、60,615人（一般診断：16,009人、初任診断:26,255人、適齢診断：17,432人、特定診断Ⅰ・Ⅱ：919人）分の測定を提供した。

【指導講習テキスト】



【ナスバネット】



④ 安全指導業務の質の維持

他の認定機関の安全指導業務の質の維持が図られるよう平成27年度より毎年5月に、各主管支所において「指導講習認定機関連絡会」を開催している。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から資料配付による開催とし、140者に対して指導講習テキストの内容や法令改正等のポイントを教示している。

3) 民間参入の状況

上記取組等の結果、令和3年度において、指導講習6者、適性診断4者が国土交通省の認定を受けた。

なお、令和3年度末現在における認定団体の総数は、指導講習140者、適性診断120者となっている（いずれもNASVAを除く）。

自己評価とその根拠

新たに認定機関になろうとする民間団体等に対して、ナスバネットの提供のほか、指導講習講師や適性診断カウンセラーの資格要件研修の実施、認定取得に関する相談に対応する等、認定取得に向けた支援を着実に実施した。

また、他の認定機関の認定取得後の質を維持するための支援として「指導講習認定機関連絡会」及びカウンセラー教育・訓練を行うとともに、計画を大幅に上回る指導講習教材の頒布及びナスバネット提供を行った。（指導講習教材の頒布：対計画値243.6%、ナスバネット提供数：対計画値189.4%）

以上により、民間参入の促進に向けた支援や参入後の安全指導の質の確保に向けた支援について、年度計画を大きく上回っており、安全指導業務の裾野の拡大に寄与したと判断し、A評価とするものである。

(1) 安全指導業務等

3) 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着

中期目標

③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図る。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図る。

これらの施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度について、4.0以上とする。

【指標】

- ・周知・浸透を目的とした安全マネジメント認定セミナー受講者数（前中期目標期間実績：平成26年度から27年度までの平均受講者数 2,628人）
- ・運輸安全マネジメント評価件数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均事業者数16者）
- ・運輸安全マネジメントコンサルティング件数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均事業者数55者）

中期計画

③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務においてこれまで蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。

④ ③の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査において運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

年度計画

③ 安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等において、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用するとともに、関係法令の改正等に応じて、テキストに反映させるなど、適切に情報の提供を行うことにより、自動車運送事業者における安全マネジメントの浸透・定着に向けた体制の構築、改善の支援を実施します。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。

④ ③の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査において運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度（令和3年度）について、4.0以上とします。

評価の視点

自動車運送事業者全般への運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた体制の構築、改善の支援の実施及び安全マネジメント業務の一層の充実・改善が図られているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 安全マネジメント業務に係る取組

安全マネジメント業務については、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に基づき感染防止対策を最優先としながら、自動車運送事業者全般への浸透・定着を図るため、以下の取組を実施した。

○ 運輸安全マネジメント評価事業

自動車運送事業者自らが構築した安全管理体制等がシステムとして適切に機能しているか等、安全に関する取組の優れている点を評価し、また、改善の余地のある点を助言することにより、安全管理体制の構築及び改善を図ることへのアドバイスを行うNASVA運輸安全マネジメント評価を実施した。

【令和3年度実績】

21事業者



【安マネ評価実施風景】

【安マネ評価アンケート結果】

- ・「弊社の内部監査では出てこない第三者からの目線で具体的に助言を頂いた。」
- ・「内部監査の仕方、ヒヤリ・ハットの収集の大切さ大変勉強になりました。」 等

○ 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣

(1) 安全マネジメントコンサルティング

事業者が抱える問題点等を的確に把握するとともに、事業者にとって最良のプランを提示し、それを事業者が確実に実施できるようサポートを行うことで、自動車運送事業者における安全風土の確立を目的とした、安全マネジメントコンサルティングを各所で実施した。

【令和3年度実績】

11件（バス9件、ハイタク1件、トラック1件）



【安マネコンサル実施風景】

【安マネコンサルティングアンケート結果】

- ・「管理者のスキルアップの面でも大変役立てさせていただいております。」
- ・「お客様に安心して乗車して頂けるよう、引き続きお力添えをお願い申し上げます。」 等

(2) 講師派遣

自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるため、講師派遣を各所で実施した。

【令和3年度実績】

309件



【講師派遣実施風景】

○ 安全マネジメント関係講習会

安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車運送事業者を対象に「ガイドラインセミナー・リスク管理（基礎）セミナー・内部監査（基礎）セミナー・防災マネジメントセミナー」を開催し、事業経営者に対する情報提供や先進的な取組の紹介等を行い、運輸安全マネジメントの普及・啓発を図った。

①ガイドラインセミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、運輸安全マネジメント制度のガイドライン14項目について、具体的事例を交え解説した。

【令和3年度実績】

113回 1,822人

②リスク管理（基礎）セミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発・未然防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等など、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。

【令和3年度実績】

98回 1,199人

③内部監査（基礎）セミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法といった、内部監査を実施するために必要な知識など、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。

【令和3年度実績】

88回 1,000人

④防災マネジメントセミナー

NASVA は、令和2年7月に国土交通省より、頻発化・激甚化する自然災害に対応するための「運輸防災マネジメント指針」が公表されたことを受け、同指針に基づく新たなセミナーとなる「防災マネジメントセミナー」の認定申請をいち早く国土交通省に行い、他の実施機関に先駆け令和3年10月に第1号認定を取得した。令和3年11月より同セミナー

を全国で開催し、指針の概要解説及び自社の防災体制チェック・災害リスクの分析手法を取得するためのワークショップを行った。

【令和3年度実績】

15回 548人

○ NASVA安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組に生かすことができるよう、運輸安全マネジメントに関する最新情報や取組報告を主体とした、「NASVA安全マネジメントセミナー」を例年、東京で開催しているが、令和3年度については、開催予定時期が国内で新型コロナウイルスの感染拡大が確認された時期であり、予断を許さない状況であったことから、新型コロナウイルス感染予防等のため、開催中止とした。

○ その他安全マネジメント関連業務

・ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布

リスク管理（基礎）セミナー等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布を行った。

【令和3年度実績】

KYT-I	118部
KYT-II	61部
KYT-III	67部
KYT-IV	101部
<u>KYT-V</u>	<u>834部</u>
合計	1,181部

- ・貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）の日本バス協会からの業務委託
公益社団法人日本バス協会による「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）」において、現地における施設等の安全確認審査等の支援を実施しており、貸切バスの安全性向上と貸切バスの利用者が安心してバスを選択できるための環境作りに貢献した。

【令和3年度実績】

276事業者（前期113事業者、後期163事業者）

2) ISO 39001の管理・運用の取組

ISO/TC241（ISOに設置された専門委員会）において議題に上がっている個別案件について、国内審議委員会の下に設置されている専門委員会を開催し、検討を行った。

3) 運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度

運輸安全マネジメント評価事業者・安全マネジメントコンサルティング実施事業者・安全マネジメント関係講習会受講者に対し、アンケート調査を以下のとおり実施し、それぞれ4.0以上の評価を得た。

• 運輸安全マネジメント評価の評価度（回答数19件）

運輸安全マネジメント評価において、4.0以上の評価を得た。

評価度	
総合的な満足度	4.79
評価報告書の記載内容	4.58
情報提供	4.47
評価担当者の課題・問題点の把握、対応力	4.89
評価担当者の講評・助言力	4.89
評価担当者の具体的な説明力	4.53
安全管理体制の改善の機会	4.32
全体平均	4.64

• 安全マネジメントコンサルティングの評価度（回答数8件）

安全マネジメントコンサルティングにおいて、4.0以上の評価を得た。

評価度	
総合的な満足度	4.38
コンサルティング実施による成果	4.38
安全マネジメントの取組（事故防止活動）の推進参考	4.38
企画・プレゼンテーション	4.38
情報提供	4.38
目標や目的に向けての進め方	4.50
最終報告	4.43
担当者の知識・技術	4.63
担当者の話し方・進め方	4.63
コミュニケーション	4.63
課題・問題点の把握	4.50
全体平均	4.47

• 安全マネジメント関係講習会の評価度

（回答数：ガイドラインセミナー333件、リスク管理（基礎）セミナー316件、内部監査（基礎）セミナー286件）

各セミナーにおいて、4.0以上の評価を得た。

総合評価度	ガイドラインセミナー	リスク管理（基礎）セミナー	内部監査（基礎）セミナー	全体平均
講師の話し方・進め方	4.63	4.82	4.68	4.71
事故防止に役立つ情報提供	4.73	4.86	4.47	4.69
教材のわかりやすさ	4.59	4.69	4.38	4.55
教材の有用度	4.78	4.86	4.63	4.76

事故防止活動の推進強化	4.90	4.93	4.83	4.89
全体平均	4.73	4.83	4.60	—

自己評価とその根拠

コロナ禍においても、全国に支所を有する体制を活用し、自動車運送事業者に対して運輸安全管理評価、コンサルティング、講師派遣の実施、安全管理関係講習会等の開催を通じて、前年度に引き続き、運輸安全管理の浸透・定着に取り組んでいる。

なお、今年度より新たなセミナーとして「防災マネジメントセミナー」の認定を国土交通省から受け、同セミナーを全国で開催した。

受講者・事業者に対する5段階評価の調査における運輸安全管理の浸透・定着度に関する評価度についても全体的な評価で4.0以上を達成している。

以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。

課題と今後の対応

「防災マネジメントセミナー」については、運輸安全管理事業部要員が講師を務め開催したが、今後は全国の主管支所が主体となり実施することを予定しており、講師要員の養成が急務であることから、「防災マネジメントセミナー講師養成研修」等を実施することで要員の育成・確保を図っていく。

自動車運送事業者の大多数を占め、かつ、安全管理体制の構築が発展途上であると思料される中小規模事業者を中心に、安全管理関係講習会等の受講を促すとともに、トップセールスや当該講習会等の機会を捉え、運輸安全管理評価や講師派遣、安全管理コンサルティング等を紹介するなど、あらゆる機会を通じ、新型コロナウイルス感染防止対策を最優先としながら運輸安全管理のより一層の定着・浸透に係る取組を推進する。また、自動車運送事業者に対して、より質の高いサービスが提供できるよう、引き続き要員の育成を図っていく。

(1) 安全指導業務等

4) 国の安全対策への貢献

中期目標

- ④ 国においては、道路運送法の改正等を踏まえ、安全対策を強化・徹底するため、事業者や運行管理者等の遵守事項の強化等を実施することとしており、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施する。

【重要度：高】

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」(平成28年6月3日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会決定)に基づいた道路運送法の改正等、国が行う自動車事故の発生の防止のための対策について、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用して、適切に対応する必要があるため。

中期計画

- ⑤ 道路運送法改正等を踏まえ、安全対策を強化・徹底するため、事業者や運行管理者等の遵守事項の強化等が実施されるところであり、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施します。

年度計画

- ⑤ 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」(平成28年6月3日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会決定)に基づいた道路運送法の改正等により、国が行うこととしている自動車事故の発生の防止のための対策について、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施します。

評価の視点

国が行うこととしている自動車事故の発生の防止のための対策について、機構の安全指導業務等の体制を確保しつつ、対策に応じた業務を実施しているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」への支援

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス転落事故を受け、平成29年4月より、貸切バス事業の更新制が導入された。これに伴い、前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合、当該申請時までの間に認定機関による運輸安全マネジメント評価を受けることが義務付けされた。

認定機関であるNASVAでは、上記の運輸安全マネジメント評価に迅速に対応できるよう、令和3年度において、当該業務を専門に担当する要員に国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価〔初級〕研修」を受講させたり、国土交通省が自動車運送事業者に対して実施する運輸安全マネジメント評価に立ち合わせたりする等の確保・育成を行うとともに、新たな組織として運輸安全マネジメント事業部を発足させて体制の強化を図り、自動車運送事業者に対する運輸安全マネジメント評価を21件実施した。(前年度：5件)

事業許可更新制度の周知を図る目的から、貸切バス評価対象事業者に対して、リーフレット「貸切バス事業の許可更新に係るお知らせ」を送付するとともに、全国組織である利点をフルに活用し、運行管理者等指導講習や運輸安全マネジメント認定セミナー等の休憩時にPR動画を放映するなど運輸安全マネジメント評価を周知した。

自己評価とその根拠

貸切バスの事業許可更新制導入に伴い設定された要件「前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合は、更新許可申請時まで認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けること」に迅速に対応するため、運輸安全マネジメント評価を実施する新たな組織として運輸安全マネジメント事業部を立ち上げる等して要員の確保・育成を図り、国が今後実施しようとする自動車事故の発生の防止を目指した対策について、組織をあげて万全の協力を行うべく、実施体制の強化に取り組んだ。

以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。

課題と今後の対応

運輸安全マネジメント評価を行うべき安全評価員やその候補者の確保及び育成を行うため、力量の維持・向上を目途とした研修等を引き続き実施する。

また、貸切バスの事業許可更新を予定する事業者に対して、運輸安全マネジメント評価など必要な情報提供を実施する。

(2) 被害者援護業務

1) 治療・看護の充実

中期目標

- ① 自動車事故による遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護センターにおいて必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。療護センターにおける短期入院についても、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して積極的に受け入れる。

また、療護施設機能一部委託病床（以下、「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。

- ② 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな「一貫症例研究型委託病床」を設置・運営する。

- ③ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努める。

あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討する。

【指標】

・療護施設全体の待機期間（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均待機期間 3 ヶ月）

【難易度：高】

入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

- ④ 以上の取組により治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却者数を 116 人以上とする。

（注）「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

中期計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注 2）、プライマリーナーシング（注 3）や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害（注 4）度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。

（注 2）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を 1 つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

（注 3）「プライマリーナーシング」とは、1 人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

（注 4）脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害のことをいう。

- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び他の委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。

- ③ 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に

精通する脳外科医等の育成を行う新たな「一貫症例研究型委託病床」を設置・運営します。

- ④ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努めます。
- あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討します。
- ⑤ 以上の取組により治療効果を高め、療護看護プログラム等の実施により、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却（注5）者数を116人以上とします。
- （注5）「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

年度計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注2）、プライマリーナーシング（注3）及び「施設及び設備に関する計画」（別紙2）に基づき整備する高度先進医療機器等の活用により質の高い治療・看護を実施します。
- （注2）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。
- （注3）「プライマリーナーシング」とは、同じ看護師が1人の患者を主担当として継続して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。
- ② 再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学等の研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害（注4）度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。
- （注4）「遷延性意識障害」とは、脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害のことをいう。
- ③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
- ④ 令和2年度に拡充した「一貫症例研究型委託病床」（注5）について、急性期から慢性期までの連続した治療と看護、リハビリ等の臨床経過の観察、症例研究を行い、遷延性意識障害者の早期の改善を図るとともに、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図ります。また、病床を拡充し、症例研究等をさらに推し進めます。
- （注5）「一貫症例研究型委託病床」とは、急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療と看護、リハビリ等の臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな委託病床のことをいう。
- ⑤ 療護センター長等会議等において病床や入院審査のあり方の検討を実施し、入院希望者の待機期間の短縮を図ります。あわせて、待機患者数が多い関東地区に療護施設を設置します。
- また、療護センターの老朽化について、質の高い治療・看護を提供し、被害者団体等からのリハビリの充実等のニーズを踏まえた機能強化の実現に向けた検討を行うとともに、引き続き、国と連携して、療護施設全体の今後のあり方を検討します。
- ⑥ 以上の取組により治療効果を高め、令和3年度中の遷延性意識障害からの脱却（注6）者数について、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含め24人以上とすることを目指すとともに、ナスバスコアの改善を図ります。
- また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。さらに、療護施設看護の一環として、療護看護プログラム（注7）を実施して、技術向上を図ります。

(注6)「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。

(注7)「療護看護プログラム」とは、遷延性意識障害者の状態の改善を目指す技術の実践により「生活行動の再獲得を目指す」ことを目的とした看護プログラムをいう。

評価の視点

- 各療護施設において、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器の活用により質の高い治療・看護が実施されているとともに、大学等研究機関等との連携強化、職場内研修の充実等により医療技術や看護技術の開発・向上が図られているか。
- より多くの遷延性意識障害者の回復に資するために、入院希望者の待機期間の短縮が図られているか。
- 関東地方の療護施設で生じている待機患者の解消に向けて、新たに小規模委託病床を設置することを検討し、実施できているか。
- 事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」において適切な治療看護等が行われていると共に、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図っているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 各療護センターにおいて、個々の患者に即した治療計画を作成し、高度先進医療機器(MRI、PET等)を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等によるきめ細かく質の高い治療・看護を行った。
- 2) 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図るため、以下の取組を行った。
 - ① 千葉療護センターにおいて、磁気共鳴断層撮影装置(MRI)を令和4年3月に、東北療護センターにおいて、超音波診断装置を令和3年11月に更新。
 - ② 療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等との連携を図り共同研究を行うと共に、学会等の場において、大学との共同研究による発表を行ったほか、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献。

各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施。
 - ③ 「遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)」を用いた治療改善度について分析し、令和4年3月に公表。分析の結果、平成17年6月1日から令和3年5月31日までの16年間に退院した患者(1,036人)並びに平成28年6月1日から令和3年5月31日までの5年間に退院した患者(339人)のいずれにおいても、入院時ナスバスコア平均値に対し、退院時ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、入院時ナスバスコアの重症度別にみた場合も、ナスバスコア平均値が減少するなど、治療改善効果を確認。

過去5年間に退院した患者に関する、入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連においては、「入院時のスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後入院までの経過期間が短いほど改善が良いこと」「入院時の年齢が若いほど改善が良好であること」等が示され、この結果を過去の分析結果とともに、療護施設での症例検討、カンファレンス等の際に活用し、入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。

※「遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)」とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」

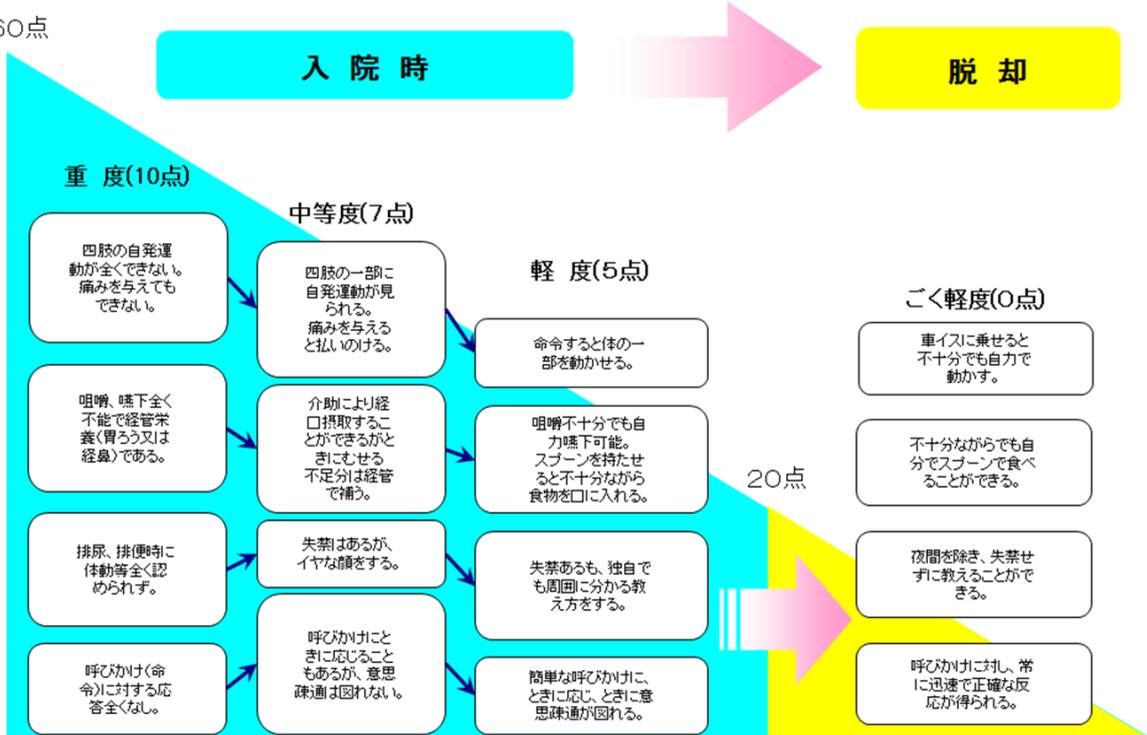
を基に、NASVA療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準として、平成17年度より適用を開始したもの。

ナスバスコア【遷延性意識障害度評価表】

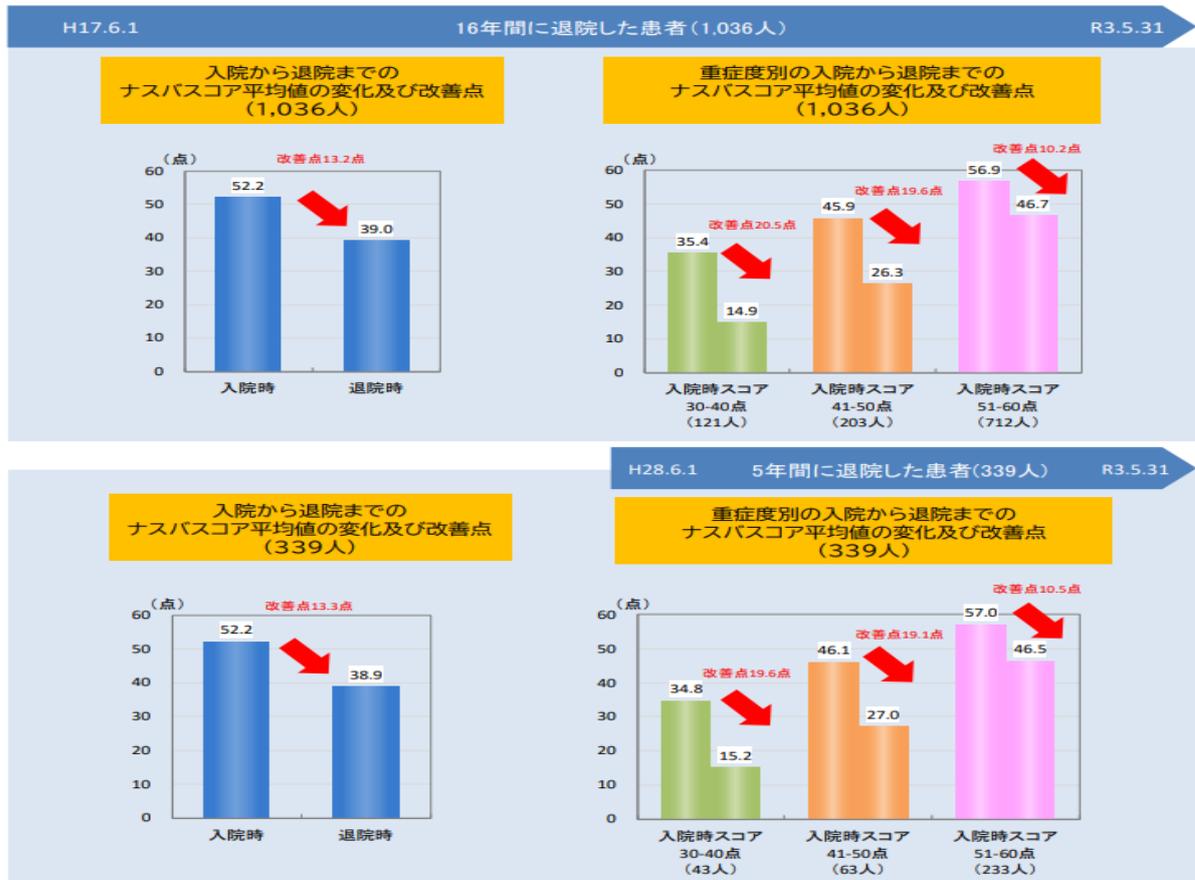
症 状 点数	現 状				
	重度 10点	高度 9点	中等度 7点	軽度 5点	ごく軽度 0点
1 運動機能	□四肢の自然運動はなし、 痛み刺激で四肢の動きなし	□四肢の自発運動はあるが 無目的、疼痛刺激に対し四肢 の動きがみられる	□四肢に目的性のある自 発運動がみられる、疼痛刺 激を払いのける	□命令に従い体の一部を動 かせる	□自力で体位変換が可能、 車いすに乗せると不十分で も自分で動かす
2 摂食機能	□咀嚼、嚥下全く不能で経 管栄養（胃ろう又は経鼻）	□ほとんど経管栄養 ロツバを飲み込む動作又は 咀嚼する動作あり □多少ならジュース、プリ ンなどの経口摂食の試みが 可能	□咀嚼可、又は咀嚼はダメ でも嚥下大略可能で、介助 により経口摂取するがとき にむせる □経口栄養の不足分は経管 で補う	□自力嚥下可能、咀嚼不十 分でもよい □全粥、キザミ食を全量介 助にて摂取可 □スプーンを持たせると口 に運ぶ動作あり、又は不十 分ながら食物を口に入れる	□不十分ながらも自分でス プーンで食べる
3 排泄機能	□排尿、排便時に体動等全 く認められず	□排尿、排便時、多少の体 動等あり	□失禁はあるが、イヤな顔 をする、又は体動が多いな どの合図あり	□規則的に排便、排尿をさ せることにより、失禁を予 防できる □失禁あるも、周囲にわか る(独自の) 教え方をする	□夜間を除き、失禁せず教 える
4 認知機能	□開眼しても瞬目反射なし	□開眼し瞬目反射あり □追視せず、焦点が定まら ない	□声をかけた方を直視する □移動するものを追視す る、テレビを凝視するが、 内容を理解していないと思 われる	□近親者を判別し、表情の 変化がある □気に入った絵などを見て 表情が変わる	□簡単な文字を読む □数字がわかる □テレビを見てその内容に 反応し、笑う
5 発声発語機能	□発声、発語全くなし □気切の場合でも口の動き もない	□発声（うめき声）等ある が発語なし □気切の場合、何らかの口 の動きあり	□何らかの発語あるが全く 意味不明 □呼名に、ときに不明瞭な 返事がある □気切の場合、呼名に対す る口に動きあり	□ときに意味のある発語あ り □呼名に返事あり □気切の場合、検者の口真 似をする	□簡単な問ひかけに言葉で 応じることができる □気切の場合、口の動きが 問ひかけの内容に合っている
6 口頭命令の理解	□呼びかけ(命令) に対する 応答全くなし	□呼びかけに対し、体動、 目の動きなどの何らかの反 応あり	□呼びかけにときに応じる こともあるが、意思疎通は 図れない	□簡単な呼びかけに、とき に応じ、ときに意思疎通が 図れる	□呼びかけに対し、常に迅 速で正確な反応が得られる

脱却までの推移

60点



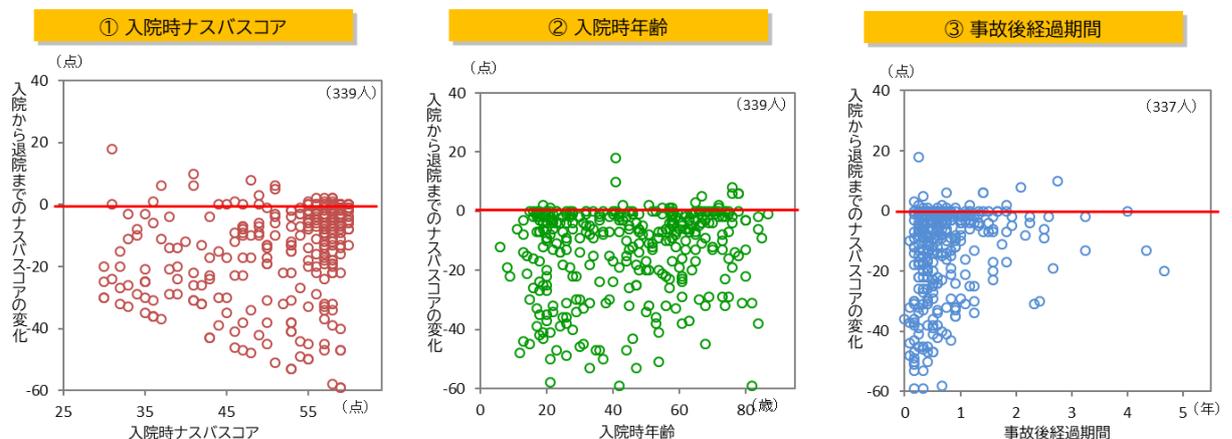
■入院時ナスバスコア別のスコア平均の変化（入院から退院まで）



※ 改善点とは、入院時点ナスバスコア平均値から退院時ナスバスコア平均値を引いた差分である。

■スコアの変化と各種要因との関連（平成28年6月1日から令和3年5月31日までの5年間に退院した患者）

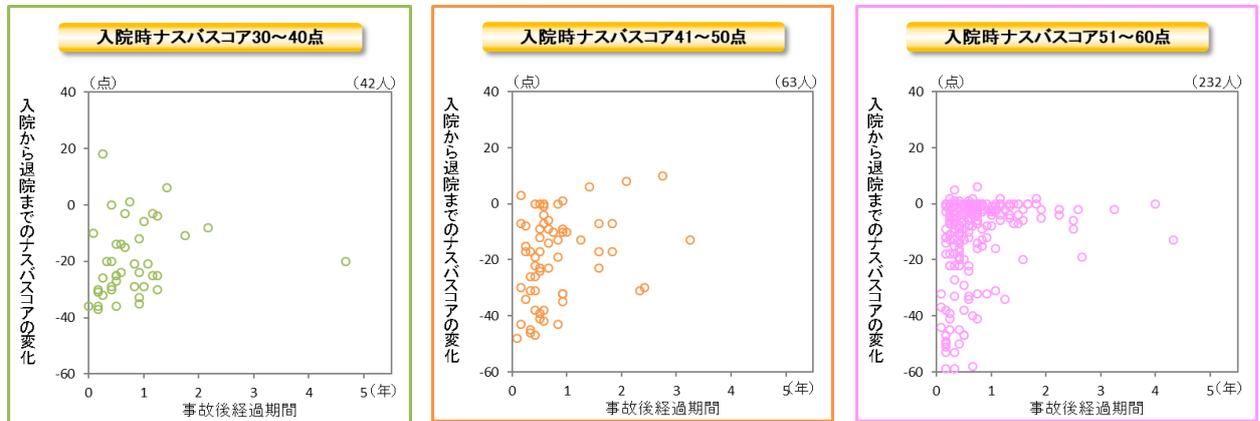
⇒患者の分布を検討すると、「入院時ナスバスコアが高くても改善している患者がいること」「入院時年齢が若いほど改善が良好であること」「入院時事故後経過期間が短いほど改善が良いこと」が示されている。



※③については、事故後事故後経過期間が4年以上の患者（2名）を除いて掲載

■スコアの変化と入院時事故後経過期間との関連（平成28年6月1日から令和3年5月31日までの5年間に退院した患者）

⇒患者の分布を見ると、「いずれのグループにおいても、入院時事故後経過期間が短い場合には改善が良い」、「入院時ナスバスコアが高くても、事故後経過期間が短い場合には改善している患者がいること」などが示されている。



- 3) 療護施設機能一部委託病床では、令和3年8月に療護センター長等会議、9月に看護部長等会議、10月にリハビリ担当者連絡会議、11月にメディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議を開催。病院長、担当者等が出席し、運営方針、治療技術等の各種情報の共有により、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、きめ細かい質の高い治療・看護を実施。
- 4) 藤田医科大学病院に設置している「一貫症例研究型委託病床」については、臨床研究を更に推し進めるため、令和2年12月に拡充し、引き続き、適切な治療看護等により、遷延性意識障害者の早期改善を図るとともに、遷延性意識障害者の治療に関する事項を脳神経外科研修医の教育必須項目とする等、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を推進。
- 5) 待機期間の短縮を図るため、コロナ禍等の外的要因の影響を受けつつも、入院審査委員会の持ち回り開催を行うとともに、入院申込み患者の症状等の確認のための事前調査については、病院等への訪問に代わり、電話等で事前調査を行うことでも差し支えないようにするなど、弾力的な運用を引き続き実施することで待機期間を可能な限り短縮することに努めた。また、国が設置する「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」で取りまとめられた報告書に基づき、関東地方における待機患者の解消を図るため、令和3年7月に「小規模委託病床」の公募を行ったものの、コロナ禍の影響等もあり、応募病院がなかった。このため、引き続き候補病院を探し、今般、入札参加意思のある病院の候補がでてきたため、令和4年3月に再公募を行い、令和5年1月頃の受け入れを目指して調整を進めているところ。
- 6) また、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に平成26年度から療護施設看護の一環として一部の療護施設で実施してきた療護看護プログラムについて、日本ヒューマン・ナーシング研究学会が主催する研修を受講した看護師を中心に、療護看護プログラムを実施し、治療効果を高めるとともに、看護技術の向上を図った。
療護施設における上記1)～4)によるこうした取組により治療効果を高めた結果、令和3年度は28の方が脱却し、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含めると37人となった。

自己評価とその根拠

療護施設における従来からのワンフロア病棟システム、プライマリーナーシング及び高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療等きめ細かく質の高い治療・看護の実施及び治療改善効果の更なる向上に資する「ナスバスコア」を用いた分析結果の症例検討などへの活用や療護看護プログラムの実施など、各療護施設において、職種間会議等を通じ連携を図りながら質の高い治療・看護を行うと共に、学会の参加や研修等により医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、コロナ禍等の外的要因に影響を受けつつも電話等による事前訪問調査といった弾力的な運用を引き続き実施して待機期間を可能な限りの短縮にも努めた。

また、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」については、臨床研究を更に推し進めるため、令和2年12月に拡充し、引き続き、適切な治療・看護及び脳神経外科医育成の取り組みが行われているほか、療護センターに蓄積された知見やノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等と連携しながら共同研究を行うと共に、学会等の場において成果を発表するなど、人材育成や医療技術の開発、地域医療の充実等に寄与している。

このほか、関東地方における待機患者の解消を図るため、令和3年7月に「小規模委託病床」の公募を行ったが、コロナ禍の影響により応募病院がなかった。引き続き候補病院を探し、令和4年3月に再公募を行い、令和5年1月頃の受け入れを目指して調整を進めている。

こうした療護施設におけるきめ細かく質の高い治療・看護等が提供されたこと等により、28人の方が脱却し、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含めると37人となった。以上により、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

質の高い治療・看護を実施することはもちろんのこと「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」で取りまとめられた報告書に基づき、以下に取り組む必要がある。

- 待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容体により療護施設へ搬送できない場合やコロナ禍等の外部要因に強く影響を受けるものであるが、個々の事例を把握・整理し、待機期間短縮に向けて継続的に取り組むとともに、関東地方における待機患者の解消を図るため、「小規模委託病床」の設置を進める必要がある。
- 昭和59年設置の千葉療護センターの老朽化対策については、遷延性意識障害者が安心して利用できる環境を整備するとともに、「リハビリの充実」等利用者ニーズを踏まえた機能強化を検討する必要がある。

(2) 被害者援護業務

2) 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援

中期目標

- ⑤ 「一貫症例研究型委託病床」を含む療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間33件以上実施するほか、部外の看護師等への研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。

中期計画

- ⑥ 「一貫症例研究型委託病床」を含む療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間33件以上実施するほか、部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。
- ⑦ 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注6）、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。
- また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図ります。
- （注6）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

年度計画

- ⑦ 療護施設で得られた知見・成果について、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間33件以上実施するほか、短期入院協力病院等部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。
- また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院（注8）において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。
- （注8）「連携大学院」とは、大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つをいう。
- ⑧ 療護施設において、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助やメディカルソーシャルワーカー（注9）による転院先情報の提供を図り、主管支所及び支所と連携し、在宅介護に向けた支援等を行うほか、患者の在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。
- （注9）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。
- ⑨ 療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図ります。
- また、一部の療護センターにおいて、短期入院時におけるリハビリの実施に向けた検討を進めます。

評価の視点

- 学会の研究発表等を通じ、他の医療機関等への治療・看護技術の普及が積極的になされているか。
- 療護センターにおける短期入院の積極的な受入を含め、在宅介護者等や在宅介護に向けた支援が積極的になされているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

7) 療護施設で得られた知見・成果について、以下の取組により、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を実施した。

- ① コロナ禍の影響により、昨年度は多くの学会が中止や延期となり、これまでの療護施設関係者の主要な研究成果の発表の場が減少したが、今年度は、日本意識障害学会や各種学会のWeb開催のほか誌上等により、療護施設で得られた知見・成果について計47件の研究を発表。
- ② 短期入院協力病院の看護師等への研修として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて、千葉療護センターにおいて1施設1人、中部療護センターにおいて1病院2人、合計1病院1施設3人に対する実務研修を実施した。

短期入院協力病院等に対する実務研修プログラム

項目	内容
全体	<ul style="list-style-type: none">・短期入院の流れ、入退院の方法・1日の患者プログラム・看護計画、看護記録の作成方法・看護情報の収集と活用
療護センターの看護ケアの実習等	<ul style="list-style-type: none">・口腔ケア、清潔ケアの仕方・食事、排泄、体位変換の仕方、検温等・介護器具、補助具等の使い方・入浴の仕方
家族への対応等	<ul style="list-style-type: none">・在宅介護者へのアドバイス・負担の軽減方法、医療者との連携など・家族ニーズの把握

- ③ 中部療護センターに開設した「連携大学院※」については、開設された平成21年度以降合計8人が入学し、3人が修了。令和3年8月に開催された第29回日本意識障害学会において、研究成果を発表。

※ 中部療護センターに開設した連携大学院は、「国立大学法人岐阜大学」、中部療護センターの運営委託先である「社会医療法人厚生会」及び「NASVA」の3者の連携によるもので、①脳神経科学分野及びその関連領域を専門とする医師及び医療従事者を育成、②重度脳神経障害者への診療技術の開発、病態解析と治療の開発を推進、③連携機関が持つ臨床データを活用して、大学院医学系研究科の研究内容の充実を図り、高度医療専門職業人の養成を推進、④療護

センターの治療・研究の更なる推進及び知見等の普及促進等を目的とするものである。

- 8) 各療護施設のメディカルソーシャルワーカーが転院又は在宅介護を選択する際のアドバイスを出来るだけ早い段階で始め、転院先や在宅介護の方法の情報提供、相談等を令和3年度においては12,066件に対応するなど、退院後の円滑な療養生活に向けた支援を実施。

また、在宅移行後の療護センターへの短期入院の際に、患者家族に対して療護センターの看護師等が持つケア知識等の情報を提供。

さらに、NASVAホームページにおいて、在宅介護を行う際のケア方法等を紹介した動画を引き続き掲載し、情報提供を積極的に行った。

- 9) 療護センターにおける短期入院については、千葉療護センターにおいて、短期入院空床状況をホームページに掲載する等利用者利便に配慮した積極的な受入を図った。

また、一部の療護センターにおいて、短期入院時におけるリハビリを試行的に実施した。

自己評価とその根拠

療護施設で得られた知見・成果について、コロナ禍の影響により、昨年度は多くの学会が中止となり、これまでの療護施設関係者の主要な研究成果の発表の場が減少したが、今年度は、日本意識障害学会や各種学会のWeb開催のほか誌上等による研究発表を47件行うことができた。また、短期入院協力病院等の看護師等への研修については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて行うなど、積極的に他の医療機関等への普及促進を図っている。そのほか、メディカルソーシャルワーカーによる退院後の円滑な療養生活に向けた支援や看護師等による在宅介護者への支援等にも積極的に取り組んでおり、コロナ禍における取り組みとしては、年度計画を十分に達成しているものと判断し、A評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進及び在宅介護者等への支援を積極的に行う。また、療護センターにおける短期入院について、既存病院の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して受け入れるとともに、一部の療護センターにおいて短期入院時のリハビリを試行的に実施し、症例を積み上げ、問題点等を整理し本格実施に向けて進めていく。

(2) 被害者援護業務

3) 介護料の支給等

中期目標

【重要度：高】

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取組であるため。

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、中期目標期間の年度毎に、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては 100%とする。あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、中期目標期間の最終年度までに平成 28 年度末全体職員の 18%以上とする。

【難易度：高】

介護料受給者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。

- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者のメディカルチェックや家族の負担軽減等を目的とした短期入院・入所の利用を促進するべく、短期入院・入所協力病院等（以下、「協力病院等」という。）のスタッフとの意見交換会を実施するほか、短期入院・入所に際して協力病院等の担当窓口及び利用者等との連絡・調整等を事前に行うことにより、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、安心して協力病院等を利用できるよう支援措置を検討し、実施する。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所年 1 回以上開催する。

また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、平成 32 年度までに全国地域を網羅し、充実した情報提供を行う。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行う。

- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する 5 段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.39 以上とする。

【指標】

- ・ 調査票回収率（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均回収率 58.2%）

中期計画

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させます。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支援を充実・強化します。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、各々に適した対応を行うことを目指し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては 100%とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努めます。

あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養

成を更に進め、中期目標期間の最終年度までにコーディネーター養成研修の修了者を平成28年度末全職員の18%以上とします。

- ② 国と連携しつつ、介護料受給者（利用者）及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）へ短期入院することや短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用者への確に情報提供します。
また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぎます。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、訪問支援結果を整理分析・共有するとともに、介護料受給者及びその家族が参加する交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催する。
- ④ 相談窓口によって、重度後遺障害者及びその家族からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報の提供、災害時における安否確認等を実施します。
また、介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報について、平成32年度までに全都道府県を網羅して、より一層内容を充実させます。
さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。
- ⑤ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とします。

年度計画

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。
また、介護料受給者及びその家族（以下「受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、前年度末介護料受給資格者数に対する実施割合を65%以上とし、新規認定者に対する訪問支援を100%実施します。
あわせて、新型コロナウイルス感染症対策及び今後のデジタル化対応に向けた課題の洗い出しのため、訪問支援のリモート化を試行しながら、訪問支援の際に必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有を通じて訪問支援を効果的に実施するとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、介護不安の低減などの支援内容の充実を図ります。
さらに、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、コーディネーター養成研修の修了者（令和3年度）を平成28年度末全職員数の20%以上とします。
- ② 介護料受給者の短期入院協力病院及び短期入所協力施設（以下「協力病院等」という。）等への短期入院・入所に係る費用の助成を行います。
また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院等、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所に係る助成制度の利用促進と円滑運用を図ります。
さらに、協力病院等への訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で、受給者等に情報提供を行うとともに、受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間をつなぎ、利用前から利用後までのフォローアップを実施します。
加えて、上記活動を通じ、協力病院等の実情や、受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入

院・入所の効果的な推進に努めます。

- ③ 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして交流会への参画等の協力を求め、受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた受給者等の支援を実施します。

なお、受給者等との交流会を全支所年1回以上開催します。

加えて、上記活動を通じ、引き続き主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との交流を進めます。

- ④ 主管支所の在宅介護相談窓口によって、受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に受給者等に連絡し安否の確認を行います。

また、介護者なき後を見すえた日常生活支援の充実を図るための制度情報や施設情報等の国が実施した施策について、ホームページ等を活用し効果的に提供します。

さらに、受給者等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。

- ⑤ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（令和3年度）について、4.39以上とします。

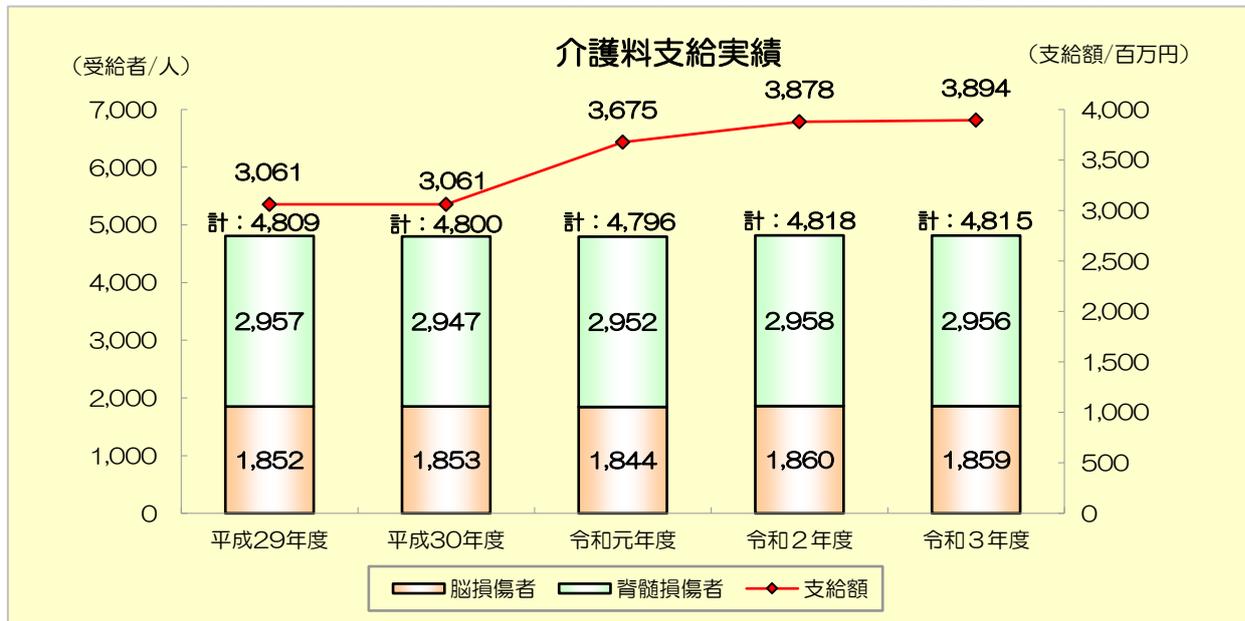
評価の視点

重度後遺障害者及びその家族等のニーズを踏まえた支援を実施しているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 介護料の支給

障害の程度、介護の状況等に応じ4,815人に対し、介護料3,894百万円を支給した。

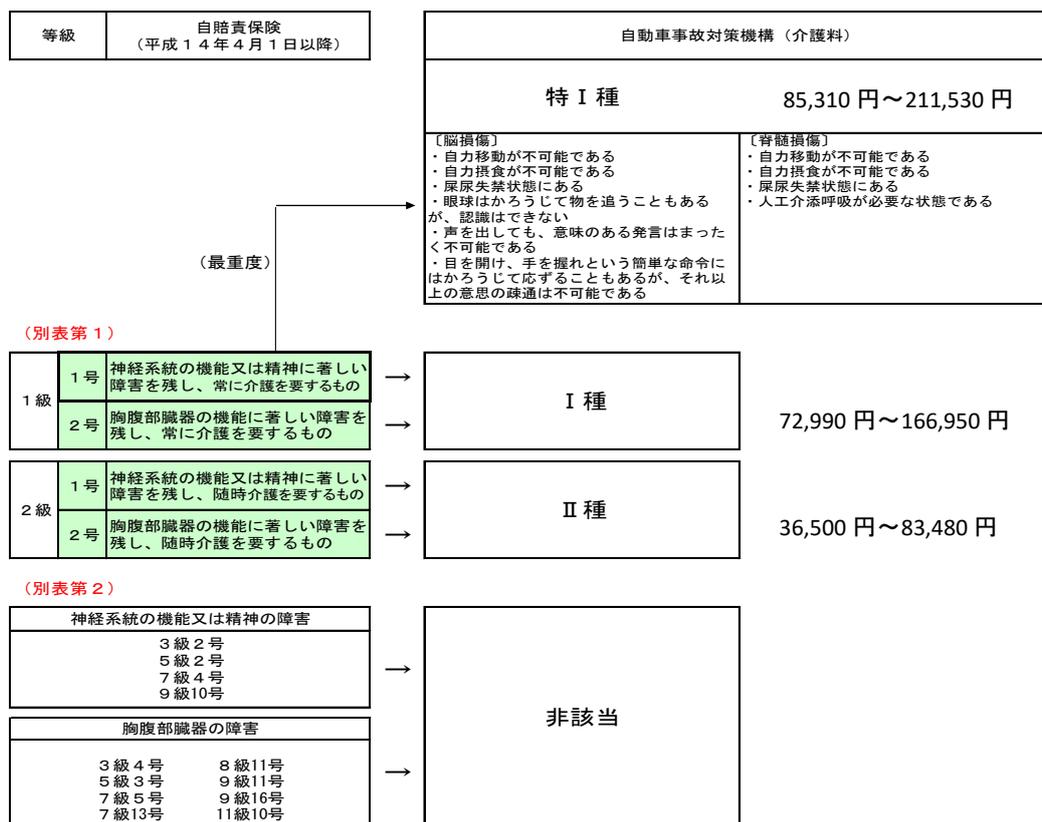


※ 令和元年度及び令和2年度は、労災保険介護（補償）給付額を参考に介護料支給額を改定している。

介護料支給制度

介護の程度		障害の程度	支給額等
最重度	特I種	I種のうち「最重度」と認められた者	85,310円～211,530円/月
常時要介護	I種	自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号	72,990円～166,950円/月
随時要介護	II種	自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号	36,500円～83,480円/月

自賠責保険とNASVA介護料との関連について



注) 緑色部分は介護料支給対象となる後遺障害を表している。

2) 訪問支援の充実・強化

受給者の自宅等を訪問し介護に関する相談・要望を的確に把握するとともに、協力病院等が提供できるサービス内容や患者の受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報提供を行う訪問支援の充実・強化を図った。

具体的には、昨年度に引き続き、「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）の有効活用のほか、受給者支援業務システムを利用した訪問支援結果の整理・分析や情報共有等を効率的に実施するとともに、訪問先等において同システムの情報の閲覧・更新を行うことが可能となるモバイル端末を活用し、受給者等への情報発信を充実させた。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、これまでの対面による訪問支援の実施が困難となったことから、継続的な被害者支援に取り組むため、令和3年度からリモート方式による訪問支援を試行的に実施した。その結果、対面とリモート方式との併用により、感染リスクを回避しつつ、切れ目のない訪問支援が実施できたことにより、令和3年度は4,091人（対面：65.5%、リモート方式：34.5%）に対して訪問支援を実施し、令和2年度末の介護料受給資格者数（4,720人）に対する割合については、コロナ禍の中、訪問支援を開始した平成19年度以降で最高となる86.7%であった。

なお、新規認定者に対する訪問支援は、受給者2名が体調不良のため訪問支援ができなかったものの、昨年度を上回る98.2%（令和3年度新規認定者数109人中107人）の訪問支援実施率となった。

さらに、訪問支援の結果については、協力病院等や被害者団体等との意見交換の場においても活用し、より効果的な訪問支援の推進を図った。

【訪問後の受給者等の感想】

- 日頃、家族で不安に思っている心配事に分かり易く相談に乗っていただけるので、安心して相談できます。
- 和やかに話し合いもできますし、質問にも快く答えてくれます。随分前になりますが、介護料請求の書き方の見本を作ってわざわざ送ってくれたこともありました。今でもそれを参考にさせていただいています。
- こちらの他愛のない話でもゆっくり聞いてくれるので、受け入れられている感じがして孤立していない安心感を得られます。訪問時に相談事がなくても、何か問題が発生したときに相談しようと思えることが心強いです。



3) コーディネーター（被害者支援専門員）の養成

被害者援護業務のうち専門的かつ高度な業務に専従するコーディネーターを養成するため、脳損傷や脊髄損傷による後遺障害の症状や他法令に基づく保険制度等に関する有識者による研修のほか、在宅介護をより深く理解できるよう、療護センターにおいて5日間にわたり、遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得のための実技研修を実施した。これによりコーディネーター養成研修の修了者は平成28年度末全職員数の21.0%に達した。

また、令和4年3月から、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るため、現行のコーディネーターより高い知識を有するⅡ種コーディネーター（現行のコーディネーターはⅠ種）の養成を開始している。

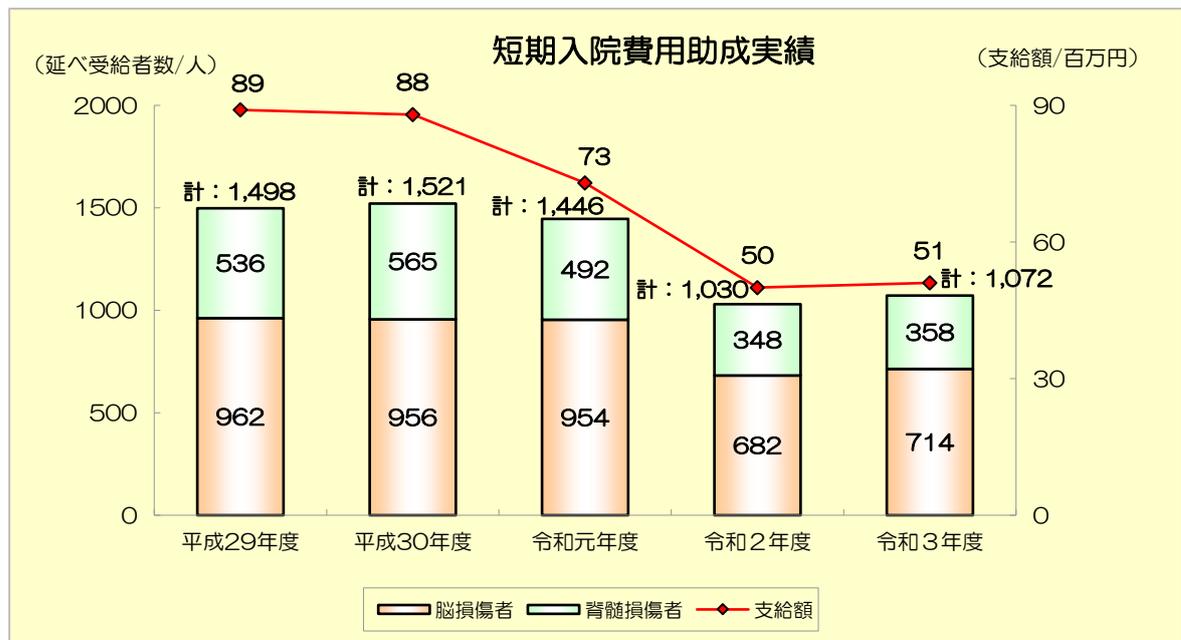
【コーディネーター養成研修の開催実績】

- ・座学：令和3年10月5日・10月6日（本部） 14人
- ・実技：令和3年11月15日～11月19日（千葉療護） 5人
- ・座学（Ⅱ種）：令和4年 3月28日（本部） 32人

コーディネーターは、研修で培った専門的な知見を発揮することで、受給者に適したアドバイスや問い合わせへの対応ができ、また、在宅介護の精神的・肉体的負担をより理解できる相談相手となって介護者の話に対応できるなど、被害者援護業務の牽引役として、訪問支援実施数及び訪問支援への満足度の向上にも貢献している。

4) 短期入院・入所費用の助成

受給者及び介護者のニーズが高い短期入院・入所の利用を促進するため、1,072人に対して、患者移送費、ヘルパー等費用、室料差額及び食事負担額として51百万円の費用を助成した。



5) 意見交換会の開催等による協力病院等の利用促進

協力病院等への短期入院等の利用促進を図るため、各主管支所の主催により国土交通省、協力病院等、NASVA 本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会（協力病院等意見交換会）を開催し、情報共有や事例検討等による利用促進に向けた意見交換を行った。

なお、コロナ禍における感染リスク回避のため、全ての主管支所で Web を活用した意見交換会を実施した。

また、全国の協力病院等への訪問や協力病院等での交流会の開催等を通じて、患者の受入条件や受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報を訪問支援等の際に受給者等に案内した。

他方、受給者等の要望を協力病院等へ情報提供するなど、受給者等と協力病院等との間をつなぐ取組を行うとともに、受給者等及び協力病院等からの利用前の相談対応や利用後のフォローアップを実施することで、協力病院等の利用促進を図った。

【協力病院等意見交換会での主な報告・意見等】

（協力病院等からの報告・意見等）

- ・コロナ患者受入病院となり、療養病棟を閉鎖してコロナ病棟に変更の上、新規受入条件を厳しくしたため、利用者が減少した。
- ・病院職員も含めてナスバの制度を正しく知りたい方もいるので、ナスバ・病院・患者が同席の上、情報共有ができればありがたい。
- ・病棟見学が入院の入り口だが、コロナ禍ではできないため、リモートで病棟のイメージを伝えるのは良いと思う。

（被害者団体からの意見等）

- ・受給者と病院を繋げるのがナスバの役割であり、利用実績やニーズがあるところの聞き取りなど情報共有が大事である。
- ・普段お世話になっている施設の現状を知ることができ、とても感謝している。私たちも短期入院等の拡充を図っていきたいと考えている。

6) 受給者等の交流会の開催等

同じ境遇にある各ご家庭・受給者等の交流の場とするため、悩みの解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を行う交流会を全国各支所で延べ 55 回開催した。

なお、コロナ禍における感染リスク回避のため、Web を活用した交流会（46 回）を実施した（集合型は9回実施）。交流会の場においては、協力病院等、行政等関係機関の協力を得て介護料制度の説明、災害対策や成年後見制度に関する勉強会等を開催したほか、介護用品の紹介や、協力病院等の短期入院・入所に係る情報提供を行った。

特に、東京主管管内においては、宮古島バーチャルツアー、「ギター流し」によるオンライン生演奏やコロナ禍での過ごし方をテーマにした意見交換など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で外出自粛を余儀なくされている受給者等の心のケアを考慮した新しい交流会を開催した。

【交流会に出席した受給者等の感想】

- ・自分以外の人の考え方や生き方を知ることができて参考になりました。また、自分 1 人ではないと勇気づけられました。
- ・ナスバのスタッフの方々や他の受給者様に直接お会いできる貴重な機会なので、毎年楽しみにしています。前回の交流会ではご近所に住んでいる方とお友達になり、その後数回お茶を飲んで色々なお話ができて良かったです。
- ・リモートでの交流会に参加しましたが、とても良かったです。それまでは本人を連れての参加だったので、講演が終わったら帰っていましたが、自宅で介護をしながら参加でき、他地域の方の話も聞けたのでとても良かったです。



〔交流会の様子〕

7) 介護に関する相談支援等の実施

主管支所に配置した、介護福祉士等の資格を有する在宅介護相談員によって、療護施設等と連携し、1,065件の相談に対応し、介護に関する知識・技術等を提供した。そのなかで、主な相談内容は「体調に関する問合せ」、「NASVAの制度や取組」に関するものだった。

また、有識者、被害者団体、国土交通省及びNASVAで構成する被害者救済対策に係るあり方検討会（国土交通省主催）等において、介護者なき後（親なき後）への対応について検討を行うとともに、国土交通省と連携し、NASVAホームページにおいて介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報を提供した。

さらに、災害時安否確認のために受給者等の緊急連絡先を把握するとともに、令和3年7月の中国・九州豪雨、同年8月の全国的な前線の影響による大雨、令和4年3月の東北地震に関し、被災地域の受給者等に対して安否確認を実施した。

8) 介護支援効果に関する評価度

介護料受給者の家族に対するアンケート調査（5段階評価）の結果、目標値の4.39を上回る4.47の評価を得た。

アンケート調査では、以下の項目について調査し、一番高い評価が得られた「在宅介護相談員による電話相談等の対応内容」の項目については、「親切・丁寧でわかりやすい対応であった」という声を多く頂いた。

【調査項目】

- ・在宅介護相談員による電話相談等の対応内容（4.58）
- ・訪問支援を受けたときの対応（4.53）
- ・機関誌「ほほえみ」の紙面の分かりやすさ（4.48）
- ・介護料受給者交流会に参加しての満足度（4.30）

【調査の概要】

- ・調査期間：令和4年2月
- ・調査対象：令和3年12月現在の介護料受給者の家族
- ・調査数：4,666世帯
- ・回収数：2,784件（59.7%）

自己評価とその根拠

介護料の適切な支給を行ったことをはじめ、訪問支援については、「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）を有効活用するとともに、受給者支援業務システムを活用した業務の効率化や新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としてリモート方式による訪問支援の試行実施等により、目標を上回る訪問支援を実施し、かつ訪問支援を開始した平成 19 年度以降最高となる訪問支援率になったほか、短期入院等の利用促進や交流会実施等についても確実に取り組んでいる。

また、在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、介護者なき後（親なき後）問題に関する情報など必要な情報の提供も継続して実施しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、これまでの対面による訪問支援の実施が困難となったことから、令和 3 年度にリモート方式による訪問支援を試行実施した結果、対面とリモート方式との併用により、感染リスクの回避を図りつつ、切れ目のない訪問支援が実施できたこと。併せて、日程調整の容易さや経費削減等の効果が得られ、受給者等及びナスバ双方にメリットがあることが確認できたことから、令和 4 年度より本格運用することとする。

また、引き続き介護する家族等への相談対応や必要な情報の提供をはじめ、被害者ニーズに即したより効果的な訪問支援を実施することとする。

(2) 被害者援護業務

4) 貸付・精神的な支援の実施

中期目標

- ① 交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児等の健全な育成に資するよう、交通遺児家族等同士との交流促進などにより、精神的支援を効果的に実施する。
なお、交通遺児家族等同士との交流会の実施件数について、全支所年2回以上とする。
- ② 貸付の対象者である交通遺児等のニーズを把握し、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とする。

【指標】

- ・調査票回収率（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度の平均回収率38.0%）

中期計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。また、交通遺児家族等同士との交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。
なお、交通遺児家族等同士との交流会の実施件数について、全支所年2回以上とします。
- ② 貸付制度の周知を徹底し、利用者等のニーズの把握に努め、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とします。

年度計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。
また、子供を主体とした体験教室等による友の会の集い及び家族同士や保護者のための交流会を効果的に行うなどにより、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を実施します。
なお、交通遺児家族等同士との交流会の実施件数について、全支所年2回以上とします。
- ② 市区町村等へ貸付制度の周知を徹底します。
また、利用者等のニーズの把握に努め、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直します。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（令和3年度）について、4.61以上とします。

評価の視点

精神的支援が効果的に実施されているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 交通遺児等53人に対し、10百万円の無利子貸付を実施した。
- 2) 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施した。
(友の会の集い)
 - ・被害者家族同士との交流の場として「友の会の集い」を実施。全国各支所において523人が参加した。
 - ・保護者同士で育児や生活など共通の話題を持ち寄って意見交換を行う場として「保護者交流会」を友の会の集い開催時を含め、延べ130回実施した。なお、新型コロナウイルス感染防止のためマスクの着用、手洗い手指消毒を励行し換気を十分行うなどの対策を講じたうえで、被害者家族同士との交流の場を継続して提供することにより、コロナ禍でさらに必要とされている精神的支

援を実施した。

(友の会コンテスト)

- ・令和3年度は「絵画コンテスト」を実施。友の会会員224人から応募があり、受賞者85人を決定した。なお、本部及び支所が開催する表彰式は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。

3) 警察庁主催の交通遺児等支援担当者(学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等)による交通事故被害者サポート事業において、貸付制度等の周知をした他、以下の取組に相談窓口等関係者として参画。(警察庁主催)

- ・秋田県、岐阜県、鳥取県の関係団体を対象とした「交通事故被害者等支援に関する意見交換会」(令和3年10月14日:オンライン配信で開催)に参画。
- ・全国を対象とした「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」(令和3年12月2日:オンライン配信で開催)に参加。

4) 交通遺児等に対する精神的支援に関する評価度

令和3年度については、WEBを活用して交通遺児友の会会員に対するアンケート調査(5段階評価)を実施し、その結果、目標値の4.61以上を上回る4.63の評価を得た。

【調査の概要】

- ・調査期間:令和4年2月
- ・調査対象:交通遺児友の会会員世帯(507世帯)
- ・回収数:237通(回収率:46.7%)

[NASVA 主催による各種行事]



[友の会の集い]



[保護者交流会]



〔令和3年度 友の会絵画コンテスト：【最優秀賞作品】：『5段跳べたよ』〕

〔各企業等の協力を得て実施した各種行事〕

企業・団体からの支援により、新型コロナウイルス感染防止のためマスクの着用などの対策を講じたうえで、延べ11名の友の会会員をスポーツ観戦や観劇等に招待していただくことにより、同じ境遇者同士が時間を共有することでコミュニケーションが図られ、精神的支援の充実につながった。

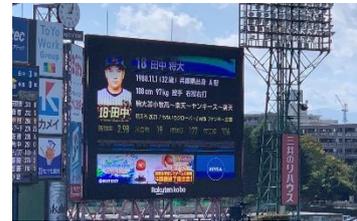
〔一般社団法人宮城県自動車協会様より

「劇団四季ファミリーミュージカル」〕



〔アイジー工業株式会社様より

「楽天ドリームシート」(プロ野球)〕



〔公益財団法人宮城県トラック協会様より

「ベガルタ仙台 VS サンフレッチェ広島」(サッカー)〕



自己評価とその根拠

友の会の集い、保護者交流会、友の会コンテストなどNASVAならではの精神的支援を着実に実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、友の会の集いや保護者交流会などを効果的に実施し、交通遺児等への精神的支援を強化する。

また、利用者等のニーズの把握に努め、引き続きその支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討する。

理事長達、被害者援護部長事務連絡により、当面の交流会の開催運用方について明示し、新しい生活様式等を参考にして新型コロナウイルスに最大限の注意を払いながら実施していけるよう示している。

(2) 被害者援護業務

5) 債権管理・回収の強化

中期目標

- ④ 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。
あわせて、債権管理・回収コスト要因を分析し、債権管理・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図る。

中期計画

- ④ 早期の折衝や返還義務の周知徹底などにより、債権管理・回収の一層の強化を行います。
また、適時適切な債権管理を行うために債権管理規程等を回収コストも含め必要に応じて見直します。
- ⑤ 債権管理規程等に基づき、適切な債権管理・回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。

年度計画

- ④ 令和元年度の回収実績等を踏まえた債権管理目標(債務者折衝率)を設定し、早期の折衝や返還義務の周知徹底を実施し、債権管理・回収の一層の強化を行います。
また、適時適切な債権管理を行うために債権管理規程等を回収コストも含め必要に応じて見直します。
- ⑤ 債権管理規程等に基づき、適切な債権管理・回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。

評価の視点

貸付債権の適正な管理を行い、回収率90%以上を確保するために各主管支所や貸付利用者へ周知徹底を行っているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 債権回収率：92.8%

回収予定額 (A) ※1	回収額 (B) ※2	回収率 (B÷A)
290.9 億円	269.9 億円	92.8%

※1 「回収予定額」とは、返済期限が到来した債権の総額(請求総額)

※2 「回収額」とは、回収予定額のうち回収した総額

「回収予定額」及び「回収額」には、認可法人時に発生した金額が含まれている

- 債権管理規程に基づき、債権を分類して貸付債権を管理し、債権分類に基づき目標折衝率を定め、早期折衝を行った。また、早期折衝をするように各主管支所へ被害者援護業務実施基準等を作成し周知を図った。

	要折衝債務者数※1	実施債務者数	折衝率※2
一般債権	149人	165人	110.7%
貸倒懸念債権	4,064人	3,069人	75.5%

※1 要折衝債務者数は各債権分類の債権で、返還の滞納により未納額が計上されている債権。

※2一般債権は80%以上、貸倒懸念債権は65%以上と目標を設定している。なお、年度途中で未納金が計上された場合に新たな折衝の対象となり、それら債務者に対しても折衝することから、折衝率が100%を超えることがある。

- 貸付利用者が20歳に達したときに返還義務を周知するため返還総額等を通知した。

(別紙2)

自対機□□□第□号
平成□□年□月□日

〇〇 〇〇 様

独立行政法人自動車事故対策機構
〇〇支所長

〇〇 〇〇様へ貸付した交通遺児等生活資金貸付の返還について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

当機構は、国土交通省の所管法人で、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づき、義務教育終了前の児童へ生活資金を貸付（無利子貸付）し、義務教育終了後（上級学校進学者は同校を卒業後）20年間で返還して頂く交通遺児等生活資金貸付を実施しております。

当機構は、平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月までの間、親権者であった〇〇 〇〇様からの申込を受け、〇〇 〇〇様に対し、総額〇〇〇〇〇〇円の交通遺児等生活資金貸付を行いました。

〇〇 〇〇様の交通遺児等生活資金貸付の返還については、平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月まで月額〇〇〇〇円となっております。（高等学校進学中の平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月までは返還猶予期間となっております。）

この貸付金につきましては、既に承知されていることと思いますが、〇〇 〇〇様が成年に達しましたので、改めてご連絡させていただきました。

返還いただいた交通遺児等生活資金貸付金は、再び他の交通遺児等の生活を支えるための貸付にあてられることになっておりますので、卒業後本貸付金の返還を行っていただけますよう、ご理解、ご協力をお願い致します。

なお、本件に関しまして、不明な点がございましたら、〇〇 〇〇様に確認して頂くとともに、直接、下記連絡先までお尋ねください。

また、返還等に関してお困りの場合は、お早めにご相談ください。

記

支所連絡先
機構や国交省HPのURL等

[20歳の返還通知書（返還猶予者向け）]

(別紙1)

自対機□□□第□号
平成□□年□月□日

〇〇 〇〇 様

独立行政法人自動車事故対策機構
〇〇支所長

〇〇 〇〇様へ貸付した交通遺児等生活資金貸付の返還について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

当機構は、国土交通省の所管法人で、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づき、義務教育終了前の児童へ生活資金を貸付（無利子貸付）し、義務教育終了後（上級学校進学者は同校を卒業後）20年間で返還して頂く交通遺児等生活資金貸付を実施しております。

当機構は、平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月までの間、親権者であった〇〇 〇〇様からの申込を受け、〇〇 〇〇様に対し、総額〇〇〇〇〇〇円の交通遺児等生活資金貸付を行いました。

〇〇 〇〇様の交通遺児等生活資金貸付の返還については、平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月まで月額〇〇〇〇円となっております。既に〇〇〇〇〇〇円のご返還（〇月〇日現在）をいただいております。

この貸付金につきましては、既に承知されていることと思いますが、〇〇 〇〇様が成年に達しましたので、改めてご連絡させていただきました。

返還いただいた交通遺児等生活資金貸付金は、再び他の交通遺児等の生活を支えるための貸付にあてられることになっておりますので、引き続き、当該貸付金の返還を行っていただけますよう、ご理解、ご協力をお願い致します。

なお、本件に関しまして、不明な点がございましたら、〇〇 〇〇様に確認して頂くとともに、直接、下記連絡先までお尋ねください。

また、返還等に関してお困りの場合は、お早めにご相談ください。

記

支所連絡先
機構や国交省HPのURL等

[20歳の返還通知書（すでに返還を開始している者向け）]

自己評価とその根拠

債権管理規程に基づき、適正に管理が行われたこと、各主管支所による早期の折衝が行われたことなど、債権管理・回収の一層の強化に取り組んでいることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

適切な債権管理や回収率の維持・向上について、引き続き、効果的な取り組みを検討する。

(2) 被害者援護業務

6) 自動車事故被害者等への相談対応・広報活動

中期目標

療護施設の周知徹底をはじめ、自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。

あわせて、不知によりサービスが享受できないことがないよう HP やパンフレット、地方自治体等の関係機関との連携を通じた事業の周知を積極的に行う。

【指標】

- ・ホットラインの相談件数（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度まで平均相談件数 3,117 件）
- ・在宅介護相談窓口における相談件数（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均相談件数 1,960 件）
- ・各支所の管轄する地域の病院、警察署、地方自治体、学校等に対する広報活動件数

中期計画

- ① 自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。
- ② 療護施設の周知徹底をはじめ、不知によりサービスが享受できないことがないよう被害者援護業務の一層の周知のため、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信するとともに、関係機関と連携した周知活動を行います。

年度計画

- ① 被害者団体と連携強化を更に進め、ニーズに応じた様々な企画の開催など、きめ細やかな被害者支援のあり方等について、国と連携しながら検討を進めます。
また、情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）等により、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を情報提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体等に関する総合的な情報提供を行います。
- ② 療護施設の周知徹底をはじめ、不知によりサービスが享受できないことがないよう情報案内サービスを含めた被害者援護制度の一層の周知のため、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信するとともに、地方公共団体、病院等を訪問又は当該機関が主催する会議等に積極的に参加し、関係機関と連携した周知活動を行います。

評価の視点

- ・被害者等のニーズに応じた相談対応がなされているか。
- ・広報活動において病院等にどれだけ周知が出来たか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) ホットラインの利用向上のため、以下の取組を実施した結果、ホットラインの受付件数 1,512 件、相談窓口紹介先件数は 1,450 件となった。

- ・交通事故被害者に向けた「被害者援護制度紹介リーフレット」や「被害者援護制度紹介チラシ」を作成し、全国に支所を有する体制を活用し、各関係機関に対し周知を行った。

また、「日本自動車会館」及び「交通安全。アクション 2021 新宿」で開催した「ナスバギヤラリー IN 東京の場にて配布した。



[チラシ (表)]



[チラシ (裏)]



[リーフレット (表紙)]



[ホットライン掲載ページ]

2) 介護に関する相談窓口における相談支援の実施

- 各主管支所の介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員が、療護施設等と連携して 1,065 件の相談に対応し、介護に関する知識・技術の提供等を実施した。
- 主な相談内容は「体調に関する問合せ」、「NASVA の制度や取組」等

3) 被害者援護に係る情報発信

- 機関誌「ほほえみ」を年 4 回発行し介護料受給者を対象に配布。特集記事として、新たに短期入院の協力病院の指定となった病院の紹介や介護者からの投稿による介護の参考となる情報提供等、受給者から要望のあった有益な記事を掲載した。

- 国土交通省と連携し、NASVA ホームページ内に介護者なき後（親なき後）問題に関する情報を引き続き掲載した。

4) 日本損害保険協会を通じた周知活動

- 昨年度に引き続き、日本損害保険協会に対し、NASVA の被害者援護業務の周知依頼を実施し、被害者援護業務のリーフレット等の配布の協力を得た。

5) 警察庁主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等）による交通事故被害者サポート事業において、貸付制度等の周知をした他、以下の取組に相談窓口等関係者として参画。（警察庁主催）

- 秋田県、岐阜県、鳥取県の関係団体を対象とした「交通事故被害者等支援に関する意見交換会」（令和3年10月14日：オンライン配信で開催）に参画。
- 全国を対象とした「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」（令和3年12月2日：オンライン配信で開催）に参加し、貸付制度等について周知を行った。

自己評価とその根拠

交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービス、在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、介護者なき後（親なき後）問題を始めとする必要な情報の提供も継続して行っているなど、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、交通事故被害者等に対する相談支援の充実、各種情報の発信を積極的に行う。

(3) 自動車アセスメント業務

1) 効率的・効果的な試験・評価の実施

中期目標

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるために、国土交通省が定める自動車アセスメント事業の拡充のためのロードマップ（以下、「ロードマップ」という）に基づき、国及び関係機関と連携しつつ、国の実施機関として効率的かつ効果的に車両の安全性能について試験及び評価を行う。
- ② 消費者の立場、被害者の立場に立った機構ならではの取組となるように努め、ロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行う。この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施する。

【重要度：高】

高齢運転者による死亡事故が相次いで発生しており、「第1回高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」（平成28年11月15日）における総理指示を踏まえ、先進安全技術の安全性能評価を自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車が市場で選択されやすい環境を整えていく必要があるため。

- ③ 以上の施策を実施することにより、安全な自動車の普及促進に資するよう、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上とする。

【難易度：高】

評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

中期計画

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメント情報提供業務を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できる環境を整えるとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。
- ② 国土交通省が定める自動車アセスメント事業の充実のためのロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行います。具体的には、車線維持支援装置、夜間における歩行者に対する被害軽減ブレーキ、高機能走行用前照灯、ペダル踏み間違いによる誤発進抑制装置などの評価方法の策定のための検討を行うとともに、衝突安全性能評価をより効果的なものとするための検討を行います。

また、この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。

- ③ 以上の施策を実施することにより、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上となるようにします。

年度計画

- ① 国土交通省告示で定められた自動車アセスメントの評価について、公正かつ効率的に評価試験を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できるようにするとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。
- ② 国土交通省が定める自動車アセスメントの充実のためのロードマップに基づき、以下の取組を実施します。また、以下の取組を効率的に実施するため、海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。

- ア 令和4年度以降の導入が見込まれる自転車対応の「被害軽減ブレーキ」について、評価のための検討を行います。
 - イ 令和6年度以降の導入が見込まれる交差点対応の「被害軽減ブレーキ」について、評価のための検討を行います。
 - ウ 令和6年度以降の導入が見込まれるムービングバリアを用いる前面衝突試験方法について、評価のための検討を行います。
 - エ 令和6年度以降の導入が見込まれる先進歩行者脚部インパクト（aPLI：advanced Pedestrian Legform Impactor）を用いる歩行者脚部保護試験方法について、評価のための検討を行います。
- ③ 自動車アセスメントについて、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率（令和3年度）を80%以上となるようにします。

評価の視点

- ・ユーザーがより安全な車を選択できるようになっているか。
- ・自動車メーカーによる安全な車の開発が促進されているか。
- ・自動車アセスメントのロードマップに基づく取組を行っているか。
- ・海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を行っているか。
- ・評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率が80%以上になっているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 自動車アセスメントについて、これまで衝突安全性能と予防安全性能等で個別の評価となっていたものを統合した新たな評価「自動車安全性能」を令和2年度より導入しており、5段階評価や総得点により自動車の安全性能の評価結果をわかりやすく自動車ユーザー等に伝えている。
- 令和3年度においては、自動車安全性能の評価12車種、チャイルドシート安全性能の評価5製品について試験を行い、評価を実施し、ユーザーがより安全な車を選択できるようにした。

評価項目

①衝突安全性能評価（7項目）

- ・フルラップ前面衝突試験
- ・オフセット前面衝突試験
- ・側面衝突試験
- ・後面衝突頭部保護性能試験
- ・歩行者頭部保護性能試験
- ・歩行者脚部保護性能試験
- ・シートベルトの着用警報装置試験

②予防安全性能評価（7項目）

- ・衝突被害軽減ブレーキ性能試験(対車両)
- ・衝突被害軽減ブレーキ性能試験(対歩行者 昼間)
- ・衝突被害軽減ブレーキ性能試験(対歩行者 夜間)
- ・車線逸脱抑制性能試験
- ・後方視界情報性能試験
- ・高機能前照灯
- ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能試験

③事故自動緊急通報装置の有無

評価結果



2) 自動車安全性能評価結果

- 令和3年度の評価を表す自動車安全性能2021においては、最高評価であるファイブスター賞を9車種が獲得した。ファイブスター賞の平均評価得点数は190点満点中約175点と高いレベルが示された。また、令和3年度のファイブスター賞該当車種のうち最高得点のものをファイブスター大賞として表彰することとするなど、メーカーにより安全な自動車の開発を促す取り組みを行った。

ファイブスター賞受賞車両

ブランド名	受賞車種
トヨタ	カローラ/カローラ ツーリング、アクア
ホンダ	ヴェゼル
日産	ノート/ノート オーラ、ルークス/ルークス ハイウェイスター、キックス
スバル	レガシィ アウトバック
マツダ	CX-30
三菱	アウトランダーPHEV

ファイブスター賞の平均評価得点推移

年度	5★賞 平均評価 得点	最高評価得点 (車種)	5★賞 受賞車種数
平成29年度	183.7	193.9 (マツダ: CX-8)	9車種
平成30年度	88.9	96.5 (スバル: フォレスター、 トヨタ: クラウン)	8車種
令和元年度	87.4	88.9 (トヨタ: RAV4)	8車種
令和2年度	177.30	186.91 (スバル: レヴォーグ)	6車種

令和3年度	175.45	185.02 (スバル：レガシィ アウトバック)	9車種
-------	--------	--------------------------	-----

※令和元年度までは、ファイブスター賞は衝突安全性能評価のみ。なお、平成30年度から評価方法が変更となり、単純な比較はできない。

- ・ 以上により、自動車メーカーによる安全な車の開発が促進された。

3) 充実のための取組・情報共有

- ・ 自転車対応の「被害軽減ブレーキ」について、評価方法を策定するための検討及び令和4年度からの評価開始に向けた検討を行った。
- ・ 交差点対応の「被害軽減ブレーキ」について、評価方法を策定するための検討を行った。
- ・ 前面衝突試験について、ムービングバリアを用いる試験方法の検討を行った。
- ・ 歩行者脚部保護試験について、先進歩行者脚部インパクトを用いる試験方法の検討を行った。
- ・ Global NCAP世界会議（隔年開催）については、今年度は開催年ではなかったが、12月にWEB会議が開催され情報共有を実施した。一方で評価のための検討に資する情報を海外アセスメント関係機関（C-NCAP）と11月にWEB会議により意見交換を実施した。

4) 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率（※）は、81.8%となった。

※年間新車販売台数のうち、自動車アセスメント評価実施車種の販売台数の占める割合

自己評価とその根拠

- ・ 多くの車種について効率的かつ公正な試験・評価に取り組み、自動車安全性能評価においては、引き続き高い得点で推移しており、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上が表れている。
 - ・ 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率は達成できた。
- 以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

- ・ 自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に向け、引き続き効果的な方策について検討を行う。
- ・ 交差点対応の「被害軽減ブレーキ」等について、評価導入のための検討を行う。

(3) 自動車アセスメント業務 2) わかりやすい情報提供

中期目標

- ④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。
なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とする。

中期計画

- ④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。
また同様に、シートベルトやチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよう、適切に使用しない場合の影響等がわかる情報をパンフレット、ホームページ等に分かりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。
なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とします。

年度計画

- ④ 自動車アセスメントの評価結果や自動車の安全装備等の情報を、以下の手段により、分かりやすく利用しやすい形で自動車ユーザー等に伝えることにより、より安全な自動車の普及を促進します。
ア より安全な自動車の必要性が伝わるようなチラシ、パンフレット等の広報資料を作成し、広報イベントや自動車販売店などで配布できるようにします。
イ ホームページにおいて情報提供を行います。
ウ チラシ、パンフレット等を活用した広報活動を年度内に50件以上実施することにより、自動車アセスメントの認知度を向上させ、その評価結果などが自動車の購入の際に利用されるようにします。

評価の視点

ユーザーのニーズに沿ったわかりやすい情報提供がなされているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) ・パンフレットについては、自動車安全性能2020を約38万部、チャイルドシート安全比較BOOKを約26万部作成した。



- パンフレット以外に、アセスメントの広報用チラシを約25万部作成した。



- パンフレット等は、各都道府県のトラック協会などが主催するイベントのほか、全国の自動車販売店、整備事業者、道の駅等で配布した。
- チャイルドシート安全比較BOOKについては、産婦人科や小児科の病院等でも配布した。

- 2) • パンフレットとともに、引き続き、最新の自動車アセスメント・チャイルドシートアセスメント情報をスマートフォン等でも見やすくするために、QRコードを記載したチラシを作成した。
 - 自動車アセスメントのホームページでは、引き続き、衝突試験等の動画を掲載し、どのような試験を行っているかわかりやすく紹介しているとともに、YouTubeの動画のみを視聴するユーザーのために評価結果を含めるなど、引き続きわかりやすく紹介している。
 - また、予防安全装置については、パンフレット、ホームページ、試験映像、Facebookの紹介でも、正しく使用しない場合や気象条件や路面状態等の条件によっては、自動車の安全装置等が作動しなかったり十分な効果を発揮しないことを表示し、過信について注意喚起をしている。
 - 年度中のホームページのアクセス件数は約84万件となった。
 - 主管支所等の担当職員への自動車アセスメント等の認知度向上や社会的意義をより広く伝達するための研修を実施した。
 - 新型コロナウィルス感染症の影響により各種イベントが中止となる中、地方の交通関連イベ

ント等のほか駅構内やショッピングモールにおいてパンフレットの配布を行い、運行管理者等指導講習等における広報、介護料受給者交流会等で理解を深められるような広報活動を全国で66回実施した。

<各都道府県でのアセスメント広報活動の様子>

自動車なんでも相談所（JR横浜駅東口）



交通マナーアップキャンペーン（イオンモール岡山）

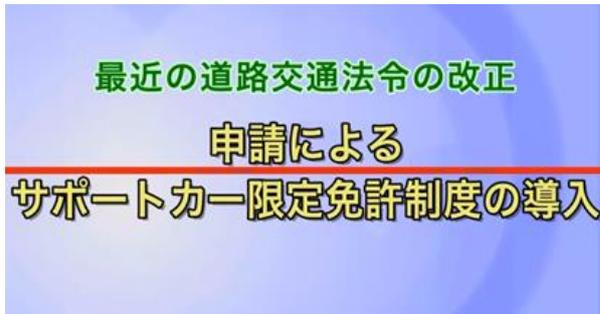


3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、従来から参加していたイベントの多くが中止になる状況下において、以下のような新たな取り組みを行った。

- 令和3年5月25日に「2020年度自動車アセスメント結果発表会」を完全オンラインで開催し、その模様をYouTubeにて生配信を行った。

4) 令和4年5月からの警察庁の運転免許更新時の高齢者講習用映画で先進技術の紹介をする際に、試験映像を使用上の注意点とともに提供することにより、ユーザーの理解促進及び自動車アセスメントの認知向上につながる取り組みとした。なお、全国で年間325万人程度が視聴する見込み。

＜運転免許更新時の高齢者講習用映画＞



※出典 警察庁

自己評価とその根拠

広報手段として、多くの人に容易に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、パンフレットやチラシを作成し各イベント等において広く配布したほか、運行管理者等指導講習や介護料受給者交流会等で理解を深められるような広報活動を実施した。

また、全国各地における広報活動については、年度計画を上回る66回もの開催により、昨年度に引き続き幅広く周知活動を行った。

この取組に連動してパンフレット等の作成数が総数約 89 万部となった。さらに、自動車アセスメントのホームページのアクセス数は約 84 万件となった。

以上により、広報活動の実施件数が年度計画を上回ったこと、YouTube によるイベント生配信や多数が視聴する運転免許更新時の高齢者講習用映画への協力などの取り組みを行うことにより自動車アセスメントの認知度の向上に寄与したことなど、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A 評価とするものである。

課題と今後の対応

新型コロナウイルス感染症を踏まえた、交通関連イベント等減少に伴う広報活動のあり方については引き続き検討する必要がある。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等

中期目標

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図る。

中期計画

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。

年度計画

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。

評価の視点

効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等が図られているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

新型コロナウイルス感染防止対策及び今後のデジタル化の対応に向け、必要な情報を効率的に提供するための情報端末を活用して、介護料受給資格者に対するリモートによる訪問支援を新たに実施して、コロナ禍においても安心して介護料受給資格者への支援ニーズの把握や相談対応を効率的に実施可能とする環境整備を図った。

さらに、令和3年度においては、各種会議・研修等をWeb会議で実施することによって、新型コロナウイルス感染防止対策に努めるとともに、業務運営の効率化や費用の削減を図った。

自己評価とその根拠

介護料受給資格者に対する訪問支援のリモート化、Web会議等の有効活用により、介護料受給資格者のニーズや新型コロナウイルス感染防止対策に対応しつつ、効率的な業務運営体制を確保していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。

課題と今後の対応

今後も引き続き事業全般の精査・見直しを行う。

(2) 一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進

中期目標

- ② 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成28年度比で15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成28年度比で10%以上削減する。
- ③ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、一者応札の解消、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において前年度の自己評価や課題を踏まえ、更なる調達の合理化を推進するために重点的に取り組む分野の具体的な設定を行い、同計画を着実に実施し、効率的な予算執行及び運営費交付金の適切かつ効率的な使用に努める。

中期計画

- ② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28年度比で15%以上削減します。
- ③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28年度比で10%以上削減します。
- ④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。
具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。
また、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、更なる調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

年度計画

- ② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、令和3年度末までに、平成28年度比で15%以上削減するため、令和3年度において、令和2年度予算の2.09%に相当する額を削減します。
- ③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、令和3年度末までに、平成28年度比で10%以上削減するため、令和3年度において、令和2年度予算の1.60%に相当する額を削減します。
- ④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。

具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。

また、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、引き続き調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

評価の視点

- 1) 一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、「令和3年度予算運営費交付金の算定ルール」（P.72参照）における効率化係数（一般管理費0.9791／年、業務経費0.9840／年）に基づき、一般管理費については対前年度予算の2.09%、業務経費については前年度予算の1.60%に相当する額が削減されているか。
- 2) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「令和3年独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、契約の競争性及び透明性が確保されているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 一般管理費（特殊要因等を除く）及び業務経費（特殊要因等を除く）については、以下の削減を行った。
 - 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減実績
業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減に積極的に取り組み、年度計画（前年度予算に対し▲2.09%削減）の経費削減▲2.65%を達成した。

一般管理費（特殊要因等を除く）の令和3年度削減目標及び削減実績額

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲5百万円	▲7百万円	▲2.65%
削減目標額 ▲5百万円 =	削減実績額 ▲7百万円 =	対前年度予算比▲2.65%=
前年度予算額 251百万円 ×	令和3年度決算額 245百万円 -	削減実績額 ▲7百万円 ÷
削減目標率 ▲2.09%	前年度予算額 251百万円	前年度予算額 251百万円

（注）単位未満四捨五入のため、額及び値が一致しない場合がある。

○ 業務経費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減に積極的に取り組み、年度計画（前年度予算に対し▲1.60%削減）を上回る経費削減▲1.76%を達成した。

業務経費（特殊要因等を除く）の令和3年度削減目標及び削減実績額

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲52百万円	▲57百万円	▲1.76%
削減目標額 ▲52百万円 = 前年度予算額3,225百万円× 削減目標率 ▲1.60%	削減実績額 ▲57百万円 = 令和3年度決算額 3,168百万円－ 前年度予算額 3,225百万円	対前年度予算比▲1.76% = 削減実績額 ▲57百万円 ÷ 前年度予算額 3,225百万円

（注）単位未満四捨五入のため、額及び値が一致しない場合がある。

2) 調達等合理化計画の実施状況

○ 公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を図るため、「令和3年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定した。

計画策定、実施、自己評価及び次計画への反映というPDCAサイクルによる推進を図るため、「令和3年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」に基づく取組状況について、新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件に対する適正契約検証チームによる事前検証を実施し、重点的に取り組む分野に対する自己評価を行い、外部有識者からなる契約監視委員会の点検を実施した。

自己評価とその根拠

令和2年度予算に対し、一般管理費2.09%、業務経費1.60%以上の削減を図っているほか、「令和3年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的な調達等の合理化に向けた取組を着実に実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、経費削減を積極的に取り組むとともに、更なる調達の合理化に向けて取り組む。

(3) 外部評価の実施、公表

中期目標

- ④ 機構の各業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

中期計画

- ⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注7）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注7）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

年度計画

- ⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注10）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注10）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

評価の視点

業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表しているか。

当該年度おける取組、その他評価の参考となり得る情報

令和4年6月7日に「第37回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、令和3年度業務実績及び第4期中期目標期間の業務実績について報告し、業務の改善状況等について外部有識者による評価を実施し、評価結果についてホームページで公表した。

なお、これに先立ち、令和3年11月30日に「第36回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、外部有識者に対して、令和3年度上半期の業務実績について報告するとともに、今後の業務運営全般について意見を聴取し、その内容をホームページで公表した。

令和3年度業務の改善状況等に関する評価

1. 組織運営・内部統制の充実強化・人材育成・効率的な運営体制の確保等

組織運営・内部統制の充実強化については、本部に「コンプライアンスの推進の企画及び調整」、「人材開発の企画及び調整」を担うコンプライアンス推進・人材開発グループを新設し、令和2年度より全主管支所に配置した地方機関においてコンプライアンスの徹底・人材育成に特化した役割を担う主管支所次長と連携して職員のコンプライアンスの徹底及び人材育成を本部・地方機関が一体となって行う体制を構築したこと、また、管理職を対象にハラスメントに寄与する研修を新たに実施することにより、ハラスメント防止の徹底を図っていることは評価できる。

また、令和2年度から開始した若手職員（スタッフ、チーフ）向けのフォローアップ研修のほか、アシスタントマネージャー研修、チーフ研修、新任マネージャー研修において、コンプライアンスに関する事例等を題材に、受講する職員が自ら考えるタイプの研修を実施するなど、コンプライアンスの重要性、階層別の責任、機構職員としての責任のあり方をより深く理解させるための教育の充実を図っていることは評価できる。

このほか、就業規則、コンプライアンス、リスクマネジメントなどに関するEラーニングの実施、業務リスクに伴うインシデントを未然に防止するため、リスク管理委員会を計4回開催し、リスク発生状況、原因、再発防止策等を評価し、優先順位の上位かつ低減対策を取る必要があるリスクにかかるチェックリストの作成、リスク情報を月毎に取りまとめ、機構内のイントラネットで全職員に横展開して再発防止の徹底を図っていることは評価できる。

なお、令和元年12月に発覚した適性診断業務のインターネット予約率にかかる不適正な業務処理事案の発覚を契機として、理事長の揺るぎのないリーダーシップのもとに強化してきた様々な取組の効果は、着実に組織全体に浸透しており、役職員に行った「コンプライアンス実践・進捗状況のチェック」結果では、98%の役職員が「前年度に比べ向上した・前年度以前に向上した状態を維持している・変化しつつある」と回答しており、組織のカルチャーが改められ、開かれた、風通しのよい体制づくりが一層進んでいることを改めて確認した。今後も引き続き、組織体制の充実強化に邁進されたい。

情報セキュリティ対策については、全役職員等に対し、最近の情報セキュリティ情勢等を踏まえたEラーニングや実践に近い形での標的型攻撃メール訓練の実施、また、情報セキュリティ関連規程類を改正するなど、情報セキュリティの適正な監視と強化に取り組んだことは評価できる。

業務運営の効率化等については、介護料受給資格者に対する訪問支援のリモート化、Web会議等の有効活用により、新型コロナウイルス感染防止対策に対応しつつ、業務の効率化が図られていること、最高情報セキュリティアドバイザーの配置により、システム全体の最適化について検討する体制としていることは評価できる。また、調達等合理化計画に基づく取組等により、一般管理費及び業務経費の削減について目標を達成したことも評価できる。

人材の育成・活用については、「NASVA 人材育成方針」に基づき、年齢や勤続年数にとられない優秀な職員の積極的登用を図るとともに、管理職再任用職員としての継続雇用については、管理職としての能力及び経験等を考慮し登用するなど、職員の能力・やる気を活かす人事管理や組織づくりに取り組んでいる。また、令和3年度は、若手職員から管理職まで職員個々の特性に応じた教育計画を策定・実施する個別育成プログラムや食料日用品店（スーパーマーケット）を営む企業に職員を研修生として派遣し、異業種研修を新たに実施するなど、人材育成の強化を図る取組を推進したことは高く評価できる。

自動車事故対策に関する広報活動については、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）である「NASVA Facebook」ページの運用、交通刑務所の受刑者に対する講演活動、自動車事故被害者による絵画や書道などを展示する「NASVA ギャラリー」によるマスメディアへの広報活動などを着実に実施した。また、令和3年度は、各支所における関係団体との連携や著名人とのコラボレーション企画等をSNSに投稿することにより、「NASVA

Facebook」のリーチ数及びフォロワー数が増加し、機構の活動や認知度の向上に寄与した取組が認められたことは評価できる。

自己収入の確保についても、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けつつも、各療護センターにおける積極的利用を訴える周知活動を粘り強く行った結果、高度先進医療機器の外部検査の受託が一定の成果につながっていることや、自動車メーカー等からの委託試験についてもできる限りの受入が図られていることは評価できる。

2. 被害者援護業務関係

療護施設の設置・運営、治療・看護の充実においては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、従来からのきめ細かく質の高い治療・看護を実施するとともに、療護施設間の緊密な連携を図り、療護施設機能一部委託病床においても同様の治療・看護を実施した。また、入院患者の治療改善効果の更なる向上を目指して、「ナスバスコア」を用いた治療改善度に係る分析結果を療護施設における症例検討などへの活用、療護看護プログラムの実施など、医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、症例研究を推し進める目的から、令和2年12月に拡充した「一貫症例研究型委託病床」においては、引き続き、適切な治療・看護及び脳神経外科医育成の取組を行った。さらに、関東地方における待機患者の解消を図るため、令和4年3月に「小規模委託病床」の公募を行い、令和4年度内の受け入れを目指し、調整を進めているところ。こうした取組を通じて治療効果を高めてきた結果、令和3年度は28の方が脱却し、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含めると37人と目標を上回っており、個々の患者の態様に即した治療・看護が適切に行われた成果として評価できる。

療護施設で得られた知見や成果については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、令和3年度は、日本意識障害学会や各種学会のWeb開催のほか、誌上等により研究発表を行うことができたことにより、学会等での発表件数は47件と目標を大きく上回っており、療護施設で得られた貴重な知見・成果の普及促進が着実に図られたことは高く評価できる。

介護料関係については、介護料受給資格者に対する訪問支援について、対面に加え、新型コロナウイルス感染防止対策としてリモート方式を試行的に実施した結果、新規認定者107人を含む4,091人に対して実施し、令和2年度末の介護料受給資格者数に対する実施割合が過去最高となる86.76%となったことなど、充実した支援が行われたことは評価できる。また、被害者援護業務の牽引役として貢献が期待されるコーディネーター（被害者支援専門員）の養成に向けて、実技研修を実施し、平成28年度末全職員数に対する研修修了者割合が目標を上回っていることも評価できる。

なお、同じ境遇にある各家庭の受給者等の交流会については、新型コロナウイルス感染症の影響が及び中、感染対策に万全を期し、受給者等のニーズやスケジュール調整などを綿密に行い、悩み解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を目的に全国50支所全てで開催した。特に、一部の主管支所では、宮古島バーチャルツアー、「ギター流し」によるオンライン生演奏やコロナ禍での過ごし方をテーマにした意見交換など、コロナ禍で外出自粛を余儀なくさ

れている受給者等の心のケアを考慮した新しい交流会を開催したことは評価できる。

交通遺児等に対する支援については、交通遺児等への無利子貸付を着実に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期した上、家族等を対象にした「友の会の集い」や「保護者交流会」の実施、「友の会コンテスト」の開催など、機構ならではの精神的支援を行い、友の会会員からも好評を博したことは評価できる。

自動車事故被害者等への相談対応・広報活動については、交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービスの実施、他機関が主催するイベントへの積極的な参加を通じて、機構が実施している被害者援護業務など各種制度の周知に加え、介護者なき後（親なき後）問題をはじめとする必要な情報提供も行っていることは評価できる。

3. 安全指導業務関係

全国 50 支所において、2,861 回の指導講習（受講者数 111,127 人）、受診端末 4,452 台を活用した適性診断（受診者数 418,490 人）を実施した。とりわけ、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染防止対策として、令和 2 年 11 月から運用を開始した「動画視聴方式」を全国に拡大し、小規模・多頻度で開催することで、受講機会を拡大させたことは、機構の使命であるユニバーサルサービスの確保に資する取組として評価できる。加えて、インターネット予約率についても、指導講習、適性診断ともに目標を上回っていることは評価できる。

高齢者対策としては、高齢運転者の事故防止対策等に応じた取組として、指導講習テキストに「健康管理の必要性」、「健康診断の重要性」を掲載し、受講者に対して周知・啓発を行っていること、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たなテストについて研究開発を実施していることなど、国が行う事故防止対策等に貢献していることは評価できる。また、デジタル技術の活用を推進するため、遠隔カウンセリングの導入に向けた取組及び「動画視聴方式」による指導講習会を全国で積極的に開催していることは評価できる。

さらに、民間参入希望団体等に対する安全指導業務の実施機関認定取得のための支援や参入後の安全指導の質の確保についても、各種研修を実施しているほか、他の認定機関に対する教材の頒布やナスバネットの提供などにより着実に取り組んだ結果、いずれも目標を大きく上回ったことは高く評価できる。

安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価の実施、関係講習会、コンサルティング、講師派遣、貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）への協力など積極的に取り組み、自動車運送事業者の安全マネジメントに対する意識の向上を図ったことは評価できる。

貸切バス事業関連については、同事業許可の更新制の導入に伴い、行政処分を受けた事業者が更新許可申請までに必要となる運輸安全マネジメント評価の実施に携わる専門要員の確保・育成を図るとともに、新たに運輸安全マネジメント事業部を発足させて体制の強化を図るなど、国が実施しようとする自動車事故の発生の防止を目指した対策について、実施体制の強化に取り組んだことは評価できる。

4. 自動車アセスメント情報提供業務関係

自動車アセスメントについて、これまで衝突安全性能と予防安全性能等で個別の評価となっていたものを統合した新たな評価「自動車安全性能」を令和2年度より導入しており、5段階評価や総得点により、自動車の安全性能の評価結果を分かりやすく自動車ユーザー等に伝えている。令和3年度においては、自動車安全性能の評価12車種、チャイルドシート安全性能の評価5製品について試験を実施した。その結果、総合評価においては、最高評価であるファイブスター賞を9車種が獲得したほか、ファイブスター賞該当車種のうち最高得点のものをファイブスター大賞として表彰することとするなど、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進していることは評価できる。

また、自転車対応の「被害軽減ブレーキ」にかかる評価方法を策定するための検討及び令和4年度からの評価開始に向けた検討、歩行者脚部保護試験にかかる先進歩行者脚部インパクトを用いる試験方法の検討など、自動車アセスメントの内容を充実させたことは評価できる。

自動車アセスメント情報提供業務として、ホームページでの衝突試験等の動画掲載、最新の自動車アセスメント情報等をスマートフォンでも閲覧しやすくするため、QRコードを記載したチラシ作成のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来から参加していたイベントの多くが中止になる状況の中、令和3年5月に「2020年度自動車アセスメント結果発表会」をオンラインで開催し、その模様をYouTubeで生配信したほか、多数が視聴する運転免許更新時の高齢者講習用映画への協力などの新しい取組を行い自動車アセスメントの周知拡大に積極的に取り組んだことは高く評価できる。

以上のとおり、第4期中期計画期間の最終年度となる令和3年度の機構の組織運営・業務運営については、新型コロナウイルス感染症の影響により、業務運営に制約がある中、機構の公的な責務を果たすために、新型コロナウイルス感染防止対策を講じつつ、人材育成の強化、デジタル技術の活用や高度先進医療機器の利用促進のための周知活動などを行い、適切かつ堅調になされているものと評価する。

今般、第4期中期目標の期間における業務の実施状況についても併せて確認させていただいた。今後は、第5期中期計画に基づき、各種取組を着実に推進することを期待する。

自己評価とその根拠

業務の改善状況等について、外部評価を受け、その評価を踏まえた業務運営を実施していること及びその内容をホームページに着実に公表していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

(4) 業務の電子化及びシステムの最適化

中期目標

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

中期計画

業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図ります。

年度計画

業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図ります。

評価の視点

業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図っているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止及び働き方改革の一環として、本部役職員、主管支所の管理職を対象に令和2年度に導入したテレワークシステムを運用し、新型コロナウイルスの感染防止を図るとともに、業務の簡素化・効率化を図った。
- 引き続き、令和2年度に導入した電子決裁システムを運用するとともに、決裁文書を電子保存することを可能とする規程類の改正を行い、更なる業務の電子化を図った。
- WEB会議システムについては、組織内外での会議・研修のみならず、日常的な業務打合せに活用することにより、コミュニケーションツールとしての運用が飛躍的に拡大し、業務の簡素化・効率化が促進された。
- 引き続き、最高情報セキュリティアドバイザーにシステムの専門知識を有する職員を配置し、システム構築・改修時の仕様・コスト等の確認、システムの最適化に関する助言を行う体制を維持している。
- 最高情報セキュリティアドバイザーの下、各部署で管理しているシステムの契約・更新状況、保守業務に関する内容及びシステム関連の課題等を一元的に把握し、情報システム台帳や契約状況一覧表で管理することにより、システム改修の機会を捉え、システムの最適化を行う体制としている。

自己評価とその根拠

テレワークシステム、電子決裁システム、WEB会議システムを運用し、ウィズコロナに即した業務運営、システムに即した文書の電子管理やコミュニケーションを行う等、業務運営の簡素化・効率化を図るとともに、システムの最適化を推進するための体制を維持し、システム構築・改修時に業務運営の簡素化及び効率化について着実に検討していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

デジタル技術の利活用による利用者の利便性の向上や業務運営の効率化について検討し、順次改善を進め、情報システムの適切な整備及び管理を図る。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

中期計画予算（平成29年度～平成33年度）

予算

（単位：百万円）

区分	安全指導業務等	被害者援護業務	自動車アセスメント情報提供業務	法人共通	合計
収入					
政府借入金	0	1,872	0	0	1,872
運営費交付金	1,806	22,434	3,296	6,014	33,550
施設整備費補助金	0	991	0	0	991
政府補助金	0	16,661	0	0	16,661
回収金等収入	0	1,971	0	0	1,971
業務収入	11,934	0	0	0	11,934
その他収入	271	0	32	67	370
計	14,012	43,929	3,327	6,081	67,350
支出					
人件費	7,918	2,453	516	4,777	15,664
業務経費	3,430	35,784	2,637	0	41,851
施設整備費	0	991	0	0	991
一般管理費	2,664	825	174	1,305	4,968
貸付金	0	205	0	0	205
借入金償還	0	4,242	0	0	4,242
計	14,012	44,500	3,327	6,081	67,920

（注）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額12,562百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。

【運営費交付金の算定ルール】

別添のとおり

【注記】

- 退職手当については、役員退職手当支給基準及び職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。

収支計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
費用の部	14,210	39,200	3,338	6,157	62,905
経常費用	14,210	39,197	3,338	6,157	62,903
人件費	7,918	2,453	516	4,777	15,664
業務費	3,318	35,162	2,637	0	41,117
管理関係業務費	2,970	1,581	185	1,381	6,116
一般管理費	2,664	825	174	1,281	4,944
減価償却費	305	755	11	99	1,171
財務費用	4	2	0	0	6
支払利息	4	2	0	0	6
臨時損失	0	2	0	0	2
固定資産除却損	0	2	0	0	2
貸倒損失	0	0	0	0	0
収益の部	14,212	39,256	3,338	6,157	62,964
運営費交付金収益	1,806	21,799	3,296	5,991	32,892
政府補助金	0	16,661	0	0	16,661
業務収入	11,934	0	0	0	11,934
その他収入	271	50	32	67	421
寄附金収益	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	200	743	11	86	1,040
資産見返補助金戻入	0	2	0	0	3
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	0	1	0	13	14
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	2	57	0	0	59
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1	0	0	21	22
総利益	3	57	0	21	81

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

資金計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
資金支出	13,896	45,006	3,320	7,011	69,233
業務活動による支出	13,789	38,989	3,320	6,845	62,943
投資活動による支出	0	1,626	0	24	1,649
財務活動による支出	108	4,255	0	0	4,363
次期中期目標の期間への繰越金	0	136	0	142	278
資金収入	14,013	44,513	3,327	7,379	69,233
業務活動による収入	14,013	41,069	3,327	6,081	64,491
運営費交付金による収入	1,806	22,434	3,296	6,014	33,550
政府補助金による収入	0	16,661	0	0	16,661
業務収入	11,936	1,971	0	0	13,907
その他収入	271	3	32	67	373
投資活動による収入	0	991	0	0	991
有価証券の償還による収入	0	0	0	0	0
施設整備費による収入	0	991	0	0	991
投資その他の資産の精算による収入	0	0	0	0	0
その他収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	1,872	0	0	1,872
政府借入金による収入	0	1,872	0	0	1,872
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	581	0	1,297	1,879

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

第4期中期計画予算における運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額
所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額
新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額
退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算
法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）

：平成29年度は対前年度0.9215、平成30年度以降は対前年度0.980として推計

業務経費の効率化係数（ β ）

：平成29年度は対前年度0.9562、平成30年度以降は対前年度0.985として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は1.00として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は1.00として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は0として推計

年度計画

以下のとおり

年度計画予算 (令和3年度)

予 算

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
収入					
政府借入金	0	304	0	0	304
運営費交付金	671	4,681	951	1,149	7,453
施設整備費補助金	0	409	0	0	409
政府補助金	0	4,049	0	0	4,049
回収金等収入	0	337	0	0	337
業務収入	2,416	0	0	0	2,416
その他収入	86	0	2	15	103
計	3,174	9,780	954	1,164	15,071
支出					
人件費	1,663	484	110	978	3,235
業務経費	831	8,130	817	0	9,777
施設整備費	0	409	0	0	409
一般管理費	680	116	27	186	1,009
貸付金	0	16	0	0	16
借入金償還	0	586	0	0	586
計	3,174	9,741	954	1,164	15,032

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[人件費の見積り]

年度計画期間中総額2,592百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

別添のとおり

[注記]

- ・退職手当については、役員退職手当支給基準及び職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- ・回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。

収支計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
費用の部	3,209	8,856	960	1,205	14,231
経常費用	3,209	8,856	960	1,205	14,230
人件費	1,663	484	110	978	3,235
業務費	779	8,108	817	0	9,704
管理関係業務費	765	264	33	227	1,289
一般管理費	677	116	26	185	1,005
減価償却費	87	149	7	42	285
財務費用	2	0	0	0	2
支払利息	2	0	0	0	2
臨時損失	0	1	0	0	1
収益の部	3,211	8,908	960	1,205	14,283
運営費交付金収益	548	4,660	951	1,148	7,308
政府補助金	0	4,049	0	0	4,049
業務収入	2,416	0	0	0	2,416
その他収入	86	51	2	15	154
資産見返運営費交付金戻入	161	147	7	40	354
資産見返補助金戻入	0	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	0	0	0	2	2

臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	2	51	0	0	53
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	2	51	0	0	53

(注1) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(注2) 運営費交付金収益には賞与引当金見返に係る収益及び退職給付引当金見返に係る収益を含んでいる。

資金計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
資金支出	3,119	10,165	950	1,808	16,042
業務活動による支出	3,070	8,709	950	1,127	13,855
投資活動による支出	0	428	0	5	433
財務活動による支出	49	589	0	0	638
翌年度への繰越金	0	439	0	676	1,115
資金収入	3,175	10,181	954	1,732	16,042
業務活動による収入	3,175	9,068	954	1,164	14,361
運営費交付金による収入	671	4,681	951	1,149	7,453
政府補助金による収入	0	4,049	0	0	4,049
業務収入	2,418	337	0	0	2,755
その他収入	86	1	2	15	104
投資活動による収入	0	409	0	0	409
施設整備費による収入	0	409	0	0	409
財務活動による収入	0	304	0	0	304
政府借入金による収入	0	304	0	0	304
前年度よりの繰越金	0	400	0	568	968

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

令和3年度運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額－
前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込みでなかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 令和3年度算定の前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：対前年度 0.9791

業務経費の効率化係数（ β ）：対前年度 0.9840

消費者物価指数（ γ ）：1.00

政策係数（ δ ）：1.00

人件費（2）前年度給与改定分等：0

特殊要因：積み上げ方式

当該年度における取組（実績値）

年度計画実績（令和3年度）

予 算

（単位：百万円）

区 分	安全指導業務等		被害者援護業務		自動車アセスメント 情報提供業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
収入										
政府借入金	—	—	304	304	—	—	—	—	304	304
運営費交付金	671	671	4,681	4,681	951	951	1,149	1,149	7,453	7,453
施設整備費補助金	—	—	409	345	—	—	—	—	409	345
政府補助金	—	—	4,049	4,049	—	—	—	—	4,049	4,049
回収金等収入	—	—	337	457	—	—	—	—	337	457
業務収入	2,416	2,208	—	—	—	—	—	—	2,416	2,208
その他収入	86	112	0	—	2	2	15	16	103	130
計	3,174	2,992	9,780	9,836	954	953	1,164	1,166	15,071	14,946
支出										
人件費	1,663	1,575	484	458	110	104	978	918	3,235	3,055
業務経費	831	936	8,130	8,131	817	605	—	—	9,777	9,671
施設整備費	—	—	409	345	—	—	—	—	409	345
一般管理費	680	652	116	107	27	24	186	185	1,009	969
貸付金	—	—	16	11	—	—	—	—	16	11
借入金償還	—	—	586	586	—	—	—	—	586	586
計	3,174	3,162	9,741	9,638	954	733	1,164	1,103	15,032	14,637

※単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

収支計画

（単位：百万円）

区 分	安全指導業務等		被害者援護業務		自動車アセスメント 情報提供業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
費用の部	3,209	3,173	8,856	8,767	960	740	1,205	1,137	14,231	13,818
経常費用	3,209	3,173	8,856	8,766	960	740	1,205	1,137	14,230	13,815
人件費	1,663	1,569	484	456	110	104	978	911	3,235	3,041
業務費	779	868	8,108	8,045	817	605	—	—	9,704	9,518
管理関係業務費	765	734	264	264	33	30	227	225	1,289	1,254
一般管理費	677	639	116	103	26	24	185	179	1,005	945
減価償却費	87	95	149	161	7	7	42	46	285	309
財務費用	2	2	0	0	—	—	—	—	2	2
臨時損失	—	0	1	2	—	0	—	1	1	2
固定資産除却損	—	0	1	2	—	0	—	1	1	2
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	3,211	3,117	8,908	8,980	960	778	1,205	1,125	14,283	14,000
運営費交付金収益	548	504	4,660	4,757	951	761	1,148	832	7,308	6,853
施設費収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政府補助金	—	—	4,049	3,945	—	—	—	—	4,049	3,945
業務収入	2,416	2,320	—	—	—	—	—	—	2,416	2,320
その他収入	86	136	51	65	2	11	15	249	154	461
資産見返運営費交付金戻入	161	157	147	159	7	7	40	42	354	365
資産見返補助金戻入	—	0	0	0	—	—	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	—	—	0	0	—	—	2	2	2	2
借入金償還免除益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸倒引当金戻入	—	—	—	54	—	—	—	—	—	54
財務収益	—	—	—	—	—	—	—	0	—	0
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—	0	—	0
純利益	2	▲56	51	213	—	38	—	▲12	53	182
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総利益	2	▲56	51	213	—	38	—	▲12	53	182

※単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

資金計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導業務等		被害者援護業務		自動車アセスメント 情報提供業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
資金支出	3,119	3,041	10,165	10,427	950	745	1,808	2,848	16,042	17,061
業務活動による支出	3,070	2,981	8,709	8,709	950	745	1,127	1,028	13,855	13,462
投資活動による支出	—	10	428	460	—	0	5	29	433	499
財務活動による支出	49	50	589	589	—	—	—	—	638	639
翌年度への繰越金	—	—	439	670	—	—	676	1,792	1,115	2,462
資金収入	3,175	2,982	10,181	10,557	954	953	1,732	2,569	16,042	17,061
業務活動による収入	3,175	2,982	9,068	9,312	954	953	1,164	1,166	14,361	14,413
運営費交付金による収入	671	671	4,681	4,681	951	951	1,149	1,149	7,453	7,453
政府補助金による収入	—	—	4,049	4,049	—	—	—	—	4,049	4,049
業務収入	2,418	2,198	337	453	—	—	—	—	2,755	2,651
その他収入	86	113	1	130	2	2	15	16	104	260
投資活動による収入	—	—	409	345	—	—	—	4	409	349
施設整備費による収入	—	—	409	345	—	—	—	—	409	345
投資その他の資産の精算による収入	—	—	—	—	—	—	—	4	—	4
財務活動による収入	—	—	304	304	—	—	—	—	304	304
前年度よりの繰越金	—	—	400	596	—	—	568	1,400	968	1,996

※単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

その他参考となり得る情報

・損益計算書より

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	前年度からの増減
経常費用	13,958	13,815	▲143
経常収益	13,931	14,000	69
経常利益又は経常損失 (▲)	▲28	185	213
臨時損失	▲2	▲2	1
臨時利益	—	0	0
当期純利益又は当期純損失 (▲)	▲30	182	212
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	—	▲0
当期総利益又は当期総損失 (▲)	▲30	182	212

※単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(2) 財務運営の適正化

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行います。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

年度計画

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行います。

また、年度末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。

なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

評価の視点

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化基準を踏まえた、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を実施しているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

令和3年度事業開始前に支出予算実施計画を策定し、収益化基準の単位としての業務ごとに運営費交付金を適正に配分するとともに、予算と実績の管理として第3四半期末（12月末）までに同計画の見直しを行い、運営費交付金の配分についても見直しを行った。

自己評価とその根拠

独立行政法人会計基準の改訂等に基づき、第3四半期末までに予算と実績の管理を踏まえた支出予算実施計画及び収益化基準の単位としての業務ごとに運営費交付金配分の見直しを実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、予算と実績の管理を実施するとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

(3) 自己収入等の拡大

中期目標

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、前中期目標期間実績の同水準である年間11,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図る。

中期計画

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、前中期目標期間実績と同水準である年間11,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。

年度計画

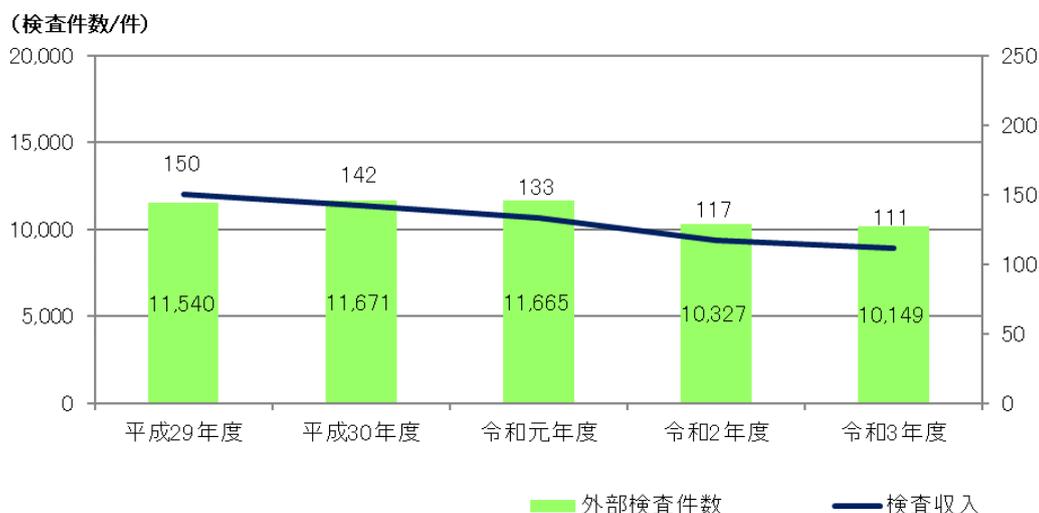
療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなどの協力を図りながら、前中期目標期間実績と同水準である年間11,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。

評価の視点

- ・高度先進医療機器の外部検査の積極的な受入を通じ、地域医療への貢献、自己収入の確保といった取組が着実になされているか。
- ・安全指導業務に対する受益者負担が適正になされているか。
- ・自動車メーカー等からの委託試験の受け入れの促進が図られているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- (1) 外部検査の受託については、地域医療への貢献として、療護センターの高度先進医療機器（MRI、PET等）を活用した外部検査の受入に努め、第4中期計画開始時（平成29年度）から令和元年度まで、3期連続で目標値（11,000件以上）を上回る外部検査を受託してきた。昨年度に続き令和3年度は、コロナ禍の影響により、周辺地域の医療機関の外来・入院患者が大幅に減少したほか、中部療護センターに隣接していた受託先病院が令和4年1月に移転したことによる外部受託件数の大幅な減少など環境の変化の影響を強く受けたが、これまでの各療護センターにおける積極利用を促す周知活動を行った結果、一定の成果に繋がり、10,149件（対前年度比 △178件、2.7%の減）の外部検査を受託し、1億1057万円（対前年度比△675万円、5.8%の減）の収入を得た。



- (2) 安全指導業務の受益者負担の適正化については、民間参入が進む中であっても、ユニバーサルサービスを確保の観点から事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討している。
- (3) 自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験は、予防安全性能評価及び衝突安全性能評価等が統合された自動車安全性能評価として、計3車種を行った。

自己評価とその根拠

外部検査の受託については、地域医療への貢献のため積極的に受入に努め、第4中期計画開始時（平成29年度）から令和元年度まで、3期連続で目標値（11,000件以上）を上回る外部検査を受託してきたが、令和2年度に続き令和3年度は、コロナ禍の影響を受け、周辺地域の医療機関の外來・入院患者が大幅に減少したほか、中部療護センターに隣接していた受託先病院が令和4年1月に移転したことによる外部受託件数の大幅な減少など環境の変化の影響も強く受け、10,149件と下回ったが、それでも各療護センターにおける周知活動を積極的に行った結果として、一定の成果に繋がったこと、また、安全指導業務においては、事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討していること、さらに自動車メーカー等からの委託試験の車種数は委託の一段落などにより、前年度と同数となったものの、引き続き委託試験が行われたことにより、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである

課題と今後の対応

- 引き続き、外部検査の受入を積極的に行い、地域医療への貢献、受託収入の確保に努める。
- 民間参入状況とユニバーサルサービスの適正な継続等を踏まえ、受益者負担の適正化を図ることに関しては今後も慎重な検討が必要。

(4) 保有資産の見直し

中期目標

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行う。

中期計画

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。

年度計画

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。

評価の視点

保有資産について、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施しているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認を行い、保有の必要性について検討した。

自己評価とその根拠

保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認をするとともに、その必要性についても検討を行い、不断に見直しを実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

4. 短期借入金の限度額

中期計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を 1,200 百万円とします。

年度計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を 1,200 百万円とします。

当該年度における取組

短期借入は行わなかった。

その他参考となり得る情報

なし

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

<u>中期計画</u>
なし
<u>年度計画</u>
なし

当該年度における取組

なし

その他参考となり得る情報

なし

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画
なし
年度計画
なし

当該年度における取組

なし

その他参考となり得る情報

なし

7. 剰余金の使途

中期計画

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。

年度計画

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。

当該年度における取組み、その他参考となり得る情報

- ・ 目的積立金等の状況

(単位：百万円)

	平成 29 年度末 (初年度)	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	239	238	238	238	238
目的積立金	—	153	223	280	280
積立金	—	65	256	321	291
うち経営努力認定相当額					—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	23	—
当期の運営費交付金交付額(a)	6,843	7,180	7,317	7,378	7,453
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率 (b)÷(a)	—	—	—	—	—

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策

中期目標

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。

さらに、法人のミッションや長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底する。

(2) 情報セキュリティ対策

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直す。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ることとする。

中期計画

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。

さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底します。

(2) 情報セキュリティ対策

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。

年度計画

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行

い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めます。特に、令和元年度に発覚した不適正な業務事案を踏まえ、機構の信用及び信頼の維持・向上のため、全役職員のコンプライアンスの徹底を図ります。

さらに、見直しを行った機構のあり方、方向性を明確化したNASVAWAY2017（業務運営方針等）や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを引き続き徹底するとともに、更なる浸透定着を図ります。

（２）情報セキュリティ対策

見直した情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などにに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じるとともに、状況に応じた情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組みます。

また、情報セキュリティ委員会や本部横断的な情報システム管理運用体制により、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。

評価の視点

- ・内部統制の仕組みが計画に基づき、実施し、点検・検証し、見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上につながっているか。
- ・適切な情報セキュリティ対策がPDCAサイクルにより運用されて見直しが図られているか。

当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（１）内部統制の充実強化

１）規程類や体制の整備

内部統制の充実強化を図るため、以下のとおり規程類や体制の整備を行った。

- ・企画部に、令和3年4月に「コンプライアンスの推進の企画及び調整」、「人材開発の企画及び調整」を担うコンプライアンス推進・人材開発グループを新設するとともに、令和2年4月から全主管支所に配置した地方機関において職員のコンプライアンスの徹底・人材育成に特化した役割を担う主管支所次長と連携する体制を整備し、本部・地方機関が一体となり、コンプライアンスの推進及び人材開発に取り組む体制を構築した。
- ・令和2年度に引き続き、内部監査室長の専任化を維持した。
- ・地方機関においてリスクが顕在化した際、リスク内容の精査、対応状況、原因及び再発防止策の妥当性の確認に本部関係部署が関与することを明確にするためリスク管理実施要領を改正し、的確にリスク情報が報告される体制とした。
- ・東京湾北部地震を想定した業務継続計画を策定し、災害時の優先業務等を明確にするるとともに、警報等発令時の役職員の対応、業務の取扱い等を明確にするため災害対策実施要領を改正した。

２）内部統制に係る情報共有の徹底

令和3年4月及び9月に理事長・内部統制担当役員が本部・主管支所毎に、組織運営の根幹となる「コンプライアンス」等の重要性について訓示し、改めて全職員に共有するとともに、引き続き、理事長をはじめとする役員が主管支所等に積極的に出向く、WEB会議システムを活用する等によ

り、コンプライアンス、リスクマネジメント、業務運営方針や業務の改善等に関し、職員と幅広く意見交換を行った。聴取した意見は、本部関係部に情報を共有し、対応した。

また、機構内イントラネットを活用し、規程類や業務運営方針「NASVAWAY2017」を全職員が常時閲覧できる環境を維持し、周知徹底を図るとともに、各種会議体における理事長の訓示やメッセージ等もあわせて掲載することにより、職員一人一人に機構の理念や業務目的が浸透定着するよう措置した。

3) 内部統制に係る役職員への教育の充実

役職員に対する研修、訓練及び個別学習を以下のとおり行うとともに、会議体の場を活用し、内部統制に係る役職員一人一人の意識改革、情報の共有を徹底した。

①新規採用職員研修

4月の研修においては、コロナ禍の影響により、本部における集合研修を4日間から3日間に短縮したものの、就業規則や独立行政法人評価制度、ビジネスマナー等に関する研修を集合研修で実施し、業務遂行上必要となる基礎知識等に関する研修を各主管支所で実施する等工夫して、新規採用職員の育成、知識の平準化を図った。また、研修実施にあたっては、コンプライアンス推進・人材開発グループと各主管支所次長との間で人材育成方針を共有し、本部・地方機関が一体となり取り組んだ。

また、10月にWEB研修により交通事故被害者からの講話やコンプライアンスに関する事例等を題材にグループ討議を行い、ナスバの社会的役割の浸透及びコンプライアンス意識の醸成を図った。

②階層別職員研修

アシスタントマネージャー研修 [令和3年5月]、チーフ研修[令和3年5月]、新任マネージャー研修[令和3年6月]、スタッフフォローアップ研修 [令和3年10月]、チーフフォローアップ研修 [令和3年11月] において、コンプライアンスに関する事例等を題材にしたグループワークを行う等、職員が自ら考えるタイプの研修を実施し、コンプライアンスの重要性、階層別の責任、機構職員としての責任のあり方を理解させるとともに、新たに多様な知識・経験を有する者からナスバ外の業界における取組みや困難を乗り越えた経験等の講義を行い、視野を広く持つことの必要性や困難を乗り越えることの重要性等を認識させた。

③管理職研修

本部管理職、主管支所長、次長、支所長及び主管支所マネージャー（総務担当）を対象に、ハラスメント防止に寄与する研修[令和3年12月]を実施した。その後、「ハラスメントを防止するために組織としてどのような取組を行うか」、「ハラスメントを防止するために管理職としてどのように部下に接するか、指導するか」を討議し、ハラスメント防止に関する意識を醸成するとともに、討議結果については、令和3年12月に開催した拡大コンプライアンス委員会(主管支所長・次長等含む。)においてハラスメント防止策として取り纏めた。

また、本部管理職、主管支所長、次長及び支所長を対象として、組織のイズムやブランディングに

関する本を教材に、組織の課題やイズムを個々に検討して、検討結果を踏まえてグループ討議を実施し、組織のあるべき姿や果たすべき役割を管理職として改めて意識する機会を設けた。

④会議体

主管支所長等会議・全国支所長等会議[令和3年4月]において、経営理念・方針の浸透、部下の育成、業務の管理・改善について研修を実施し、支所長としての意識のあり方を共有した。

なお、コンプライアンスの意識の醸成やコンプライアンスの徹底を図るため、以下のとおり、認識の共有を図った。

- ・次長会議[令和3年5月]において、各次長が研究した「コンプライアンス違反が発生する要因と対策のあるべき姿」を共有し、不正に繋がるメカニズムを再認識した。また、複数回に渡り顕在化したリスク事案を防止するため、再発防止策のあり方について討議した。
- ・主管支所長等会議[令和3年7月]において、コンプライアンス意識の醸成、ハラスメント防止、人材育成(資質向上、スキル向上)や人材登用のあり方について討議し、コンプライアンスの確保、人材育成の重要性について認識を共有した。
- ・次長会議[令和3年10月]において、リスク事例の活用方法や現場において考えられるコンプライアンス違反とその予防対策について検討するとともに、これらの情報について共有した。また、職員教育へのコーチングスキルの活用方法を研修し、人材育成スキルの強化を図った。
- ・主管支所長等会議[令和4年1月]において、コンプライアンスの徹底及びそのための人材育成の重要性について認識を共有した。

⑤標的型メール攻撃訓練

機構のメールアドレスを有する全役職員等を役職別に5グループに分けて、標的型メール攻撃訓練[令和3年12月～令和4年2月]を実施し、標的型メールとして認識できるか、不審なメールを受信した場合の報告及び初動対応等について訓練を行った。

その結果や課題については、「情報セキュリティ委員会・保有個人情報の適切な管理のための委員会 合同会議[令和4年3月]」において共有するとともに、開封者や未報告者に対しては、標的型メール攻撃に関する再教育を実施した。

⑥個別学習プログラム

就業規則に関するEラーニング [令和3年4月～5月]を、全職員等を対象として実施するとともに、ハラスメント防止に関するEラーニング[令和3年6月～7月]、コンプライアンスに関するEラーニング[令和3年12月～令和4年1月]、情報セキュリティに関するEラーニング[令和3年11月]を、全役職員等を対象として実施した。また、リスクマネジメントに関するEラーニング[令和3年6月～7月]を、主管支所長及び支所長を対象として実施した。

4) リスク評価の実施

業務リスクに伴うインシデントを未然に防止するため、リスク管理委員会(令和3年5月、令和3年8月、令和4年2月、令和4年3月)を開催し、リスクの発生状況、内容、原因、再発防止策等を

評価し、優先順位の上位かつ低減対策をとる必要があるリスクに係るチェックリスト（自己点検表）の見直しを行った。

また、発生したリスク事案については、理事長へ報告し、対応及び再発防止策の策定を迅速に行うよう、マネージャー以上の全管理職に周知徹底を図るとともに、発生したリスク情報については、毎月にとりまとめ、機構内イントラネットで横展開し、「他山の石」として取り組む等、再発防止を強化した。

5) コンプライアンスの再徹底

役職員等に対して「コンプライアンス実践・進捗状況のチェック（自己点検）」を行い、現状のコンプライアンスに関する認識度を調査し、コンプライアンス委員会（令和4年2月）で、課題の抽出と対策を検討したうえで、改めてコンプライアンスの再徹底を図った。

「コンプライアンス実践・進捗状況のチェック（自己点検）」では、98%以上の役職員が「前年度に比べ向上した・前年度以前に向上した状態を維持している・変化しつつある」と回答しており、コンプライアンス意識の向上がみられた。

6) 内部統制のモニタリング

内部統制の推進状況をモニタリングするため、令和3年11月に内部統制推進責任者会議を開催した。次長活動（コンプライアンス徹底に係る支援、業務適正化、ルール以外の現場ルールの見直し、人材育成）に関する成果と課題について、各主管支所長が報告し、組織全体で内部統制の推進状況を確認・共有するとともに、上期のリスク発生状況の分析結果を共有した。

また、令和4年3月に内部統制委員会を開催し、令和3年度の内部統制の取組状況、内部監査の実施状況をモニタリングした。

7) 内部監査等の強化

内部監査等については、コロナ禍により移動制限があったものの、WEBシステムによるヒヤリングも活用し、会計内部監査（19箇所）、個人情報の保護等重要業務リスクの顕在化を防止するためのリスクアプローチ型業務内部監査（24箇所（無予告による監査7箇所を含む。))を実施するとともに、監事監査（34箇所（無予告による監査1箇所を含む。))を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施した。

8) 監事機能の実効性の向上

定期的に、理事長と監事との間で意見交換を行い、機構の適正な業務運営のあり方、早急に改善すべき課題への対応策等について活発に議論を交わし、内部統制の充実を図った。

9) 適材適所の人材活用による組織の刷新

引き続き、総務・企画部門の審議役に、機構業務全般にわたり豊富な知識と経験を有する職員を配置するとともに、主管支所においても、機構業務全般にわたり豊富な知識と経験を有する次長を配置し、業務の適正化及び人材育成に特化した役割を担う等、内部統制の強化を図った。

10) 内部統制に係る組織体制の抜本的見直し

一部の支所において、第3期中期計画時より行われていた適性診断業務のインターネット予約率に係る不適正な業務処理を受け、組織内に根深く残る弊害を完全に取り除くため、引き続き、組織体制見直しの方針に則り以下の取組を実施した。

① 管理職の育成強化、若手職員のレベルアップ

引き続き、「3) 内部統制に係る役職員への教育の充実」に記載のとおり、業務遂行能力に加え、コンプライアンスの遵守や業務全般のマネジメントができる管理職の育成、自ら考えて行動する若手職員の育成に注力するとともに、新任交流職員に対しては、組織の内部統制を理解するための教育を強化した。

② 年功序列にとらわれない人材登用

引き続き、コンプライアンスの徹底、勤務時間や業務全般のマネジメントができる等優秀な職員については、年功序列によらず、上位の職に積極的に登用した。

③ 不適正事案に対する処分の厳格化

引き続き、コンプライアンス違反、ハラスメントなど、不適正な事案等を引き起こした者については、より厳格に処分量定を行うことを訓示等で周知した。

④ 主管支所次長の担務、内部監査室による監査等の強化

引き続き、主管支所次長による人材育成活動や業務適正化活動を実施するとともに、内部監査において管理職を中心としたコンプライアンスに関するヒヤリングを重点的に実施する等、監査内容を充実させ、業務の適正化を図った。

⑤ コンプライアンスに対する職員の意識向上のための取組の強化

引き続き、コンプライアンスに対する職員の意識向上のため、本部の部単位または支所単位ごとに、「コンプライアンスの意識・知識向上に繋がるか」、「不正防止・コンプライアンス意識の醸成に繋がるか」、「全職員で検討したか」等をポイントとし、職員皆でコンプライアンスの徹底のための行動目標を設定して、目標に基づいた取り組みを実施し、次長が管内各支所の実践状況をフォローアップする等定期的に取り組み状況を振り返り、見直すことにより、コンプライアンスの重要性を組織に浸透させた。

また、機構内イントラネットを効果的に活用し、本部指示の周知徹底を図るとともに、最新の例規集や各種マニュアルの掲示やEラーニングを活用した教育カリキュラムを実施する等、職員のレベルアップを図った。

(2) 情報セキュリティ対策

1) 情報セキュリティに係る教育の実施

全役職員等に対して、情報セキュリティ関連規程類の改正や最近のセキュリティ情勢等を踏まえたEラーニングを令和3年11月に実施するとともに、より実践に近い形式での標的型攻撃メール訓練を令和3年12月から令和4年2月に実施した。また、情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）に所属する職員に対しては、インシデント発生の未然防止に関する教育を令和4年2月に実施した。

2) 情報セキュリティ関連規程類の改正

情報セキュリティ関連規程類について、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」へ準拠するための検討を行った。

3) 独立行政法人情報処理推進機構のマネジメント監査への対応

サイバーセキュリティ基本法に基づき、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）により実施された「マネジメント監査」にかかる指摘事項に基づき、情報セキュリティ関連規程類の改正を行い、情報セキュリティの強化を図った。

4) 機構内各種システムの統制強化

令和2年4月に雇用した、情報セキュリティについて専門的な知識及び経験を有する職員を、引き続き、最高情報セキュリティアドバイザーとして配置し、部署横断的に各システムの運用やセキュリティにかかる状況を把握・確認できる体制を維持している。

5) 地震災害に係る対応

地震災害にかかる対応については、全役職員の安否確認や支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施するとともに、防災週間（令和3年9月）において、万一の地震災害の発生に対処するため、全役職員参加の安否確認訓練及び支所施設等の被害状況の報告訓練を実施した。実際に、震度5弱以上の地震が発生した際には、発生地域の役職員等の安否確認を迅速に行っている。

自己評価とその根拠

内部統制については、規程類や体制を整備、適正に運用するなど内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めた。加えて、令和元年12月に判明した適性診断業務のインターネット予約率に係る不適正な業務処理を受け、旧態依然とした悪しき慣習を一掃する目的から、組織体制を抜本的に見直し（コンプライアンス徹底のための組織の風土改革など）、令和2年4月から全主管支所に業務の適正化及び人材育成に特化した役割を担う主管支所次長の配置に加え、本部に「コンプライアンスの推進の企画及び調整」、「人材開発の企画及び調整」を担うコンプライアンス推進・人材開発グループを新設し、本部・地方機関が一体となりコンプライアンス徹底及び人材育成を行う体制を構築し、取り組んだ。

情報セキュリティ対策としては、引き続き、全役職員等に対してEラーニングや標的型攻撃メール訓練等の教育を実施するとともに、「マネジメント監査」にかかる指摘事項に対応した情報セキュリ

ティ関連規程類の改正や部署横断的なセキュリティ対策に取り組んだ。

以上を踏まえ、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。

課題と今後の対応

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うほか、内部統制の仕組みが有効に機能しているか、不断の点検・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努める。

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直すとともに、情報セキュリティ対策に関する訓練や教育等を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(2) 施設及び設備に関する計画

中期目標

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

中期計画

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	991

年度計画

以下のとおり

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
施設設備整備 (内訳)	409	施設整備費補助金
千葉療護センター 磁気共鳴画像診断装置更新	342	
東北療護センター 超音波診断装置更新	17	
東北療護センター 中央監視装置更新	50	

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

評価の視点

NASVAが運営する各療護センターの医療機器等の整備・更新について、「施設及び設備に関する計画」により、適切に実施されているか。また、その調達においても公正性・透明性を確保したものであるか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

年度計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

なお、調達に当たっては必要性を厳正に検証し、全て一般競争入札により相手方を選定した。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	実績額 (百万円)
① 千葉療護センター 磁気共鳴画像診断装置更新	342	330
② 東北療護センター 超音波診断装置更新	17	15
③ 東北療護センター 中央監視装置更新	50	(38) —

※ ③東北療護センター・中央監視装置更新については、年度内の完了が困難となり、翌年度に繰り越されている。（「実績額」欄の（）書きは、契約済額である。）

なお、本件整備に係る財源については、繰越明許費として、自動車安全特別会計自動車事故対策勘定「（項）独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費」の計上がなされている。

自己評価とその根拠

中期計画に基づく設備等について、年度計画に沿って適切に整備し、年度内の完了が困難となったものについては、適切に繰り越した。また、調達にあたっては必要性を厳正に検証し、会計規程に則って公正性・透明性を確保したことから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、設備等の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(3) 人事に関する計画

中期目標

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。

さらに職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図る。

中期計画

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。

年度計画

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。

評価の視点

給与水準について、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表しているか。

当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

役職員の給与水準について

○給与水準の適正化に向けた取組

国家公務員給与法の一部改正に準拠して、令和3年12月期における役職員賞与の減額を行うことについては国と同様に対応することとした。

○令和3年度の給与水準（ラスパイレス指数）

国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果、令和3年度は（年齢勘案）106.3となった。（前年度 105.8 前々年度 105.1）

自己評価とその根拠

国家公務員の給与改定等に準拠した給与水準の適正化等により、役職員給与について全般的に見直しを図っていることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証し、給与水準の適正化を図る。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(4) 人材の活用

中期目標

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。

さらに職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図る。

中期計画

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともに、それらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、「NASVA 人材育成方針」を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用等し、人材の有効活用を図ります。

年度計画

時代の変化に対応した強靱な組織をつくるため、令和3年度より、組織全体のコンプライアンスの徹底・遵守と人材育成を担う専門グループを、その重要性に鑑み、人員配置の見直しにより、企画部に新たに設置し、組織全体の更なる意識改革や風土改革に向けて取り組んでいくとともに、職員研修の一層の体系化と計画的な実施による職員の能力開発、職員の意欲・能力を活かす人事管理を進めます。

具体的には、引き続き「NASVA 人材育成方針」に基づき、次世代の機構を担う人材育成の取組の方向性を定め、キャリアパスを明確化するとともに、安全指導業務、被害者援護業務等の各業務の質の向上を図るための研修の実施及び専門的資格習得の支援を実施します。また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行い、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図ります。

さらに、新たに設置する専門グループと総務部ほか各部が連携し、職員自らが自発的に考え、コンプライアンスの重要性や階層別の責任、ひいては機構職員としての責任を強く自覚する職員となることによるコンプライアンス遵守の強化に資する研修を実施します。また、現下の社会情勢や当機構を取り巻く事業環境の変化を踏まえ、これらに迅速かつ的確に対応できる能力を持ち合わせる事が今後益々重要となること、そのような次世代を担う管理者教育及び若手人材育成に必要な研修を実施します。

評価の視点

- 産業カウンセラー、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）等の資格を取得させるとともに、資格取得者について、適正な配置を行い、職員の活用を図っているか。
- 事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図っているか。
- 全職員を対象に能力・実績評価制度による適正な評価を行うとともに、職員が意欲をもってその能力を発揮し、NASVA職員としての使命を積極的に果たせるよう人材の有効活用を図っているか。

- ・研修の充実を図り、職員の資質向上を図っているか。
- ・「NASVA人材育成方針」を随時改訂し、次代のNASVAを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員の意欲を向上させるとともに、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを推進しているか。

当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1) 令和3年度より、組織全体のコンプライアンスの徹底・遵守と人材育成を担う専門グループを企画部に新たに設置し、組織全体の更なる意識改革や風土改革に向けて、当該専門グループと総務部等が連携して以下の取組みを実施した。

①個別育成プログラムの実施

職員個々の特性に応じた教育計画を策定し実施する取組みを推進し、若手職員から管理職までの人材育成の強化を図った。

②管理職強化を図るための取組みの実施

ア 全国支所長会議において経営理念及び経営方針、部下の育成等に関する研修を実施した。

イ 管理職に対しハラスメント防止に寄与する研修を実施した。

ウ 管理職を対象としたリスクマネジメント、独立行政法人評価制度、支所長に必要なスキル等に関するEラーニングを実施した。

エ 管理職を対象とした民間企業の優良事例等を活用した研修を実施した。

③異業種研修の実施

ナスバ外の企業に職員1名を研修生として派遣し、研修先企業の会議・研修及び現場を体験させる異業種研修を実施し、社会環境の変化に対応できる知識・発想を備える人材の育成を図った。

④主管支所・支所等の意見を参考にした研修の実施

主管支所及び支所等の職員から出された意見・要望を参考にITスキルアップ研修、異なる支所で業務を経験する人材派遣型研修を実施した。

⑤研修等一元管理の実施

職員研修の一層の体系化と計画的な実施を図るため、全職員の資格及び研修の一元管理体制を構築した。

2) 令和3年度において、新たに21人が産業カウンセラー資格を取得した。産業カウンセラー資格を取得した職員は、本部で行っている第一種カウンセラー資格要件研修終了後にカウンセラーとして指名し、適性診断業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。

また、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）においても、新たに8人が受講し、被害者援護業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。

3) 社会情勢や事業環境の変化に対応するための取り組みとして、即戦力となる社会人経験者を採用するとともに、国との人事交流を行い、多様な人材の有効活用を図った。

4) 引き続き、勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映させた。

5) 職員の資質向上を図るため、以下の研修を実施した。

①業務別専門研修の実施

ア 指導講習業務における講師の育成強化

- ・ 第一種講師*1に指名するための要件の一つとして規定されている運行管理者資格者証の交付を受けるために、その試験の受験資格となる基礎講習を31人に受講させた。
- ・ 運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師を育成するため、16

人に対して第一種講師資格要件研修を実施した。

- ・ 飲酒運転防止指導の観点から、飲酒が身体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するため、「ASK^{※2}の飲酒運転防止インストラクター養成講座」を28人に受講させ、育成強化を図った。

※1 第一種講師：(基礎、一般) 基礎及び一般講習について講義できる講師

※2 ASK：(NPO) アルコール薬物問題全国市民協会の略称

イ 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化

- ・ 初任診断や適齢診断等においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラー^{※3}を育成するため、22人に対して、第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。また、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー^{※4}230人に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。

※3 第一種カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者(産業カウンセラー資格取得者のうち適性診断の実施機関が行う研修を終了した者)

※4 第二種カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者(第一種カウンセラーのうち特定診断Ⅰの適性診断に係る助言指導について30事例以上の経験を有する者)

ウ 運輸安全マネジメント業務の充実に向けた対応

- ・ 運輸安全マネジメント業務に従事する職員の質的向上を図るため、各種研修の修了要件を厳格化するとともに、職務経験に応じて段階的にスキルを身につける研修体系へと見直しを行った。
- ・ 具体的には、「安マネ初級研修」、「安マネ中級研修」及び「安マネ上級研修」に分けて実施することとし、令和3年度は、主管支所が実施主体となり、新たに認定セミナー^{※5}の講師を担当する職員22人に対して、運輸安全マネジメント業務、制度、認定セミナーの内容に関する基礎知識の習得等を目的とした、「安マネ初級研修」を実施するとともに、受講者に対して効果測定を行い、一定の基準を満たしていない職員1名を対象として、本部が主体となり「初級フォローアップ研修」を実施した。また、令和3年度より、新たな認定セミナーとして「防災マネジメントセミナー」が認められ、運輸安全マネジメント事業部が主体となり実施したが、今後、主管支所で行うことを見据え、主管支所の講師を担当する職員にOJT^{※7}として同セミナーを聴講させるなどして要員の育成強化を図った。
- ・ 運輸安全マネジメント評価業務を行う安全評価員^{※6}を育成するため、安全評価員候補者として1人を国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価〔初級〕研修」に参加させ、評価に必要とされる知識の習得及び向上を図り、要員の育成確保に努めた。また、ISO9001 審査員補^{※8}の資格取得等に関する取扱いを明確化し、令和3年度は新たに4人をISO9001に係る研修を受講させるとともに資格を取得させ、要員の力量の向上を図った。

※5 認定セミナー：民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー等において、一定の基準を満たし、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効であると国土交通省が認定したセミナー

※6 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者(資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者)

※7 OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。

※8 ISO9001 審査員補：国際標準化機構の定めた品質マネジメントシステムを審査するための資格

エ 被害者援護業務の質的向上に向けた取組

- ・ 被害者の気持ちの理解

被害者の気持ちを理解することは、NASVA職員として必要不可欠であることから、令和3年度の新規採用職員研修においても、外部講師による被害者への接し方に関する講義とNASVA友の会の会員であった交通遺児の保護者からの当事者視点による講話を実施

した。

- 専門研修の実施

各主管支所、支所において弾力的に業務分担が行われている現状を踏まえ、引き続き、債権管理に係る研修については、事故対策事業推進員のほか、職員、非常勤職員を対象として実施し、専門知識の共有を図った。

また、令和4年3月から、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るため、現行のコーディネーターより高い知識を有するⅡ種コーディネーター（現行のコーディネーターはⅠ種）の養成を開始している。

- 「被害者援護促進の日」の活用

組織として被害者援護業務の重要性に対する認識を高めるため、被害者援護業務主担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施。

オ 会計事務の基礎知識等の養成

- 運輸安全マネジメント事業部、主管支所及び支所の経理事務に携わる職員43人に対して、会計事務研修を実施し、不正行為防止の心構え及び会計事務の基礎知識等の習得を図った。

②階層別研修の実施

新規採用職員、スタッフ、中堅職員（チーフ、アシスタントマネージャー）及び管理職員（マネージャー）73人に対して、階層別研修を実施し、職員の資質向上を図るほか、コンプライアンスや人材育成に関する事例等を題材に職員が自ら考えるタイプの研修を実施し、コンプライアンスの重要性や階層別の責任、機構職員としての責任のあり方などを理解させた。

6) 次代の機構を担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確化した改訂版「NASVA 人材育成方針」に基づき、年齢や勤続年数等にとらわれない優秀な職員の積極的登用を図るとともに、管理職再任用職員としての継続雇用については、管理職としての能力及び経験等を考慮し登用するなど、職員の能力を活かす人事管理や組織作りに取り組んだ。

自己評価とその根拠

各業務を高度な専門性をもって遂行させていくため、各種資格の取得支援やスキルアップのための研修の実施等、常に人材育成と職員の資質向上に取り組んでいるほか、人材育成の取組の方向性や研修体系及びキャリアパスを明確化するため、改訂版「NASVA 人材育成方針」の周知を引き続き図る等、効果的・効率的な職員の資質向上・育成を図っている。特に令和3年度は、新たに設置したコンプライアンス推進・人材開発グループの下で、若手職員から管理職まで職員個々の特性に応じた教育計画を策定・実施する個別育成プログラムや食料日用品（スーパーマーケット）を営む企業に職員を研修生として派遣し、異業種研修を新たに実施するなど、人材育成の強化を図っており、これらの取り組みについては、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、必要に応じた研修カリキュラムの見直し等を行いながら、職員の資質の向上及び育成を行う。また、必要に応じて「NASVA 人材育成方針」を改訂し、職員の意欲を向上させるとともに、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを推進する。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(5) 自動車事故対策に関する広報活動

中期目標

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。

さらに、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発に資するために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等において自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝える機会などを拡大する。

中期計画

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。

また、被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。

年度計画

自動車損害賠償保障制度及び機構業務の認知度を向上させるための広報活動を、全国の支所を活用して各地で開催される交通安全関係イベント・被害者団体との連携等で実施するほか、国・地方自治体・損害保険会社等の関係機関との連携やマスメディアの活用、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービスに動画を掲載等の発信力の強化により、一層効果的かつ効率的に実施します。

また、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務や交通刑務所における更生プログラムの場で、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。

あわせて、自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーを設置して事故防止及び被害者援護に関する広報活動を実施します。

支所における広報活動の取り組みについては、法人内電子掲示板システムでの共有など他の主管支所等への横展開を行い、広報活動の強化を実施します。

評価の視点

自動車損害賠償保障制度及び機構業務の認知度を向上させるため、国や関係機関と連携し、一層効果的かつ効率的に自動車事故対策に関する広報活動を行っているか。

自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発に資する取組を実施しているか。

当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1) 機構の広報活動の強化

機構業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、引き続き、国土交通省・損害保険会社等の関係機関と連携して作成した自動車損害賠償保障制度広報・啓発のポスターを主管支所及び支所で掲示するとともに、リーフレットを受診者や受講者に配布し、同制度の周知を図った。また、交通安全関係イベント等においても、新型コロナウイルス感染防止対策を施しつつ、NASVA が実施している被害者援護、安全指導、自動車アセスメント等に関する業務と合わせて広報活動を実施した。

さらに、新聞社等マスコミに対して、組織一丸となって働きかけた結果、熊本日日新聞及び京都

新聞への介護料制度に関する記事の掲載、日刊自動車新聞へのナスバギャラリーに関する記事の掲載、物流ニッポンへの交通遺児等育成基金に関する記事の掲載や次に掲げる取り組みなどにより、各地方を代表する一般紙等へ取り上げられ、被害者援護業務の周知に大きく寄与した。

○本部の取組

令和元年6月に開設したソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）である「自動車事故対策機構公式 Facebook ページ」において、投稿時間を夕方の通勤時間帯とすることで、フォロワーがより閲覧しやすい環境とするとともに、積極的な動画映像の投稿やNASVAのプレスリリース内容の紹介を行った。また、より多くの国民にNASVAの業務内容を認知してもらうため、NASVA業務に関するSNS広告等について試行的に実施した。

これらにより、令和3年度の総リーチ数については、14,776件となり、令和2年度（8,710件）と比べて約1.7倍に増加、令和3年度末のフォロワー数については、393人となり、令和2年度末（141人）と比べて約2.8倍に増加させた。

○主管支所・支所の取組①

東京主管支所では、特定非営利活動法人いのちのミュージアムとのコラボレーション企画として、昨年に引き続き、交通事故被害者にスポットを当てた「生命（いのち）のメッセージ展」を開催した。適性診断受診者（1,145人）をはじめ、一般の方々も来場され、「交通事故被害者」と「事故によって失われた生命」、「自動車を運転する責任」について問いかける活動となった。

また、この企画を東京主管支所管内全ての支所で順次開催した。具体的には、令和3年10月に埼玉支所、11月に山梨支所、12月に神奈川支所、令和4年1月に千葉支所及び栃木支所、2月に群馬支所、3月に茨城支所において同様に開催した。これらの取り組みを通じて、「交通事故被害者」と「事故によって失われた生命」、「自動車を運転する責任」について問いかける活動の範囲を拡大するとともに、被害者援護業務の周知や地元の被害者団体も含めた更なる連携強化を図った。

なお、これらの取り組みは、全国紙をはじめ新聞やテレビに取り上げられるなど、広報の強化に寄与した。



【いのちのメッセージ展（東京）】



【いのちのメッセージ展（栃木）】

○主管支所・支所の取組②

広島主管支所は、「交通遺児等友の会(※)」の活動の一環として岡山支所と共催し、「まんが アフリカ少年が日本で育った結果」(毎日新聞出版)で有名な漫画家 星野ルネ先生を招いて絵画・漫画教室を令和3年10月に開催した。本件活動の SNS 連携によりリーチ数が上昇し、ナスバの認知度向上にも寄与した。

(※)「交通遺児等友の会」とは

交通遺児などの健全な育成を図ることを目的として「独立行政法人自動車事故対策機構交通遺児等友の会」を設置し、交通遺児等貸付を利用されているご家族等の連帯感を高め、子どもたちの健やかな成長を支援するもの。



【「星野 ルネ」先生】



【絵画教室での様子】

○主管支所・支所の取組③

岡山支所が中心となり JAF 岡山支部と共催し、大規模商業施設において「交通マナーアップキャンペーン」を令和4年3月に開催した。この活動では、自動車アセスメントにおける試験車両の展示や運転者適性診断の無料体験受診等により、積極的に NASVA 業務の広報を行った。このイベントは、テレビにも取り上げられ、広報の強化に寄与した。

2) 全国交通安全運動での PR 活動

全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参加し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関する PR 活動を実施した。

3) 市原刑務所(初犯の交通事犯受刑者を収容している施設)における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施

令和4年2月、市原刑務所で交通事犯の受刑者に対する更正プログラムの一環として講義を実施した。この講義は、『自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる』ことを目的として、安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や被害者援護業務での被害者と直に接する中で培った幅広い知見を基に加害者に対する被害者の声

も含めたものであり、ナスバにしかできない講義として、平成27年度から継続的に実施し、功績を高く評価されている。

4) ナスバギャラリーの設置

自動車事故被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵画・書道等の創作品を展示する「ナスバギャラリー」を主管支所等に設置し、被害者援護業務に関する広報活動を実施した。

また、令和3年11月29日から12月3日に自動車会館（芝大門）で「ナスバギャラリーIN 東京」を開催するとともに、令和3年12月4日から12月5日に新宿駅西口広場イベントコーナーで開催された「交通安全。アクション2021 新宿」にナスバギャラリーを出展し、被害者支援の情報を発信した。これらの展示では、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しつつ、延べ1,556人が足を止めて自動車事故被害者の作品を観覧した。閲覧者からは、「子どもたちの写真を見ているだけで元気と涙が出てきます。感動しました。」「交通事故被害者の作品を見ると、車の運転を気をつけないと思いました」等の感想があり、自動車交通事故被害者への支援の必要性や安全運転の意識の醸成に寄与した。



[ナスバギャラリーIN 東京]



[交通安全。アクション2021 新宿]

5) 機構概要（パンフレット等）の配布

ナスバの総合的なパンフレットを令和3年9月に刷新し、地方自治体、関係機関に広く頒布するとともに、各種イベント等において多数配布した。

6) ホームページの活用

ナスバ業務の認知度向上の一環として、引き続きホームページの内容を充実させるとともに、ホームページへのアクセスのしやすさを工夫し、全体で約203万件（前年度 約211万件）のアクセス件数を記録し、200万件以上を維持した。

自己評価とその根拠

全国組織である強みを活かし、自動車損害賠償保障制度及び機構業務に係る広報活動を着実に実施した。

また、FacebookのSNSを活用した広報については、日々の投稿やNASVA業務に関する広告を掲載するとともに、各支所における関係団体との連携及び著名人とのコラボレーション企画等

を SNS に投稿することにより、リーチ数及びフォロワー数が増加し、ナスバの認知度向上に寄与した。

さらに、東京主管支所管内で実施した特定非営利法人いのちのミュージアムとのコラボレーション企画等のイベントをはじめとして、各支所におけるメディア関係者との連携によって、多くの新聞等に取り上げられ、交通事故被害者への支援の必要性や事故防止の重要性を効果的に発信するとともに、NASVA 業務の認知度の向上を図った。

一方、ホームページのアクセス数 203 万件と前年度の実績（211 万件）を下回る結果となった。

上記の取組については、年度計画を十分達成しているものと判断し、B評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、事故防止業務、被害者援護業務及び自動車損害賠償保障制度に関し、戦略的かつ効果的な広報活動を積極的に実施するとともに、ホームページのアクセス数を増加させるための施策を講じることによって、ナスバの認知度向上に努める。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(6) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途

中期計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

年度計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

当該年度における取組み、その他参考となり得る情報

- 前中期目標期間繰越積立金は、238百万円となっている。